

# 議会運営委員会

平成18年3月20日午後1時30分から委員会室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎里川宜志子

○飯高 昭二

松田 正

小野 隆雄

坂口 徹

三木 誓士

中西議長

## 2. 会議の書記

議会事務局長

浦口 隆

同 係 長

猪川 恭弘

## 3. 審査事項

別紙の通り

委員長

開会（午前9時00分）

署名委員 坂口委員、三木委員

委員長

時間になりましたので、会議を開かせていただきたいと思います。  
委員の皆さんには、午前中の卒業式に続きまして、大変ご苦労さまでございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開催いたします。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。  
本日の会議録署名委員には、坂口委員、三木委員を指名いたします。  
両委員にはよろしく願いいたします。

本日の議事は、お手元にお配りを致しておりますレジメに記載のとおりであります。まずはじめに、1. 協議事項（1）平成18年第1回斑鳩町議会定例会についてを議題と致します。まず、付議議案等の取扱いについてですが、各委員会に付託されておりました議案についての審査結果は、お手元の資料に記載を致しておりますとおりでございますので、ご確認いただきたいと思います。

（ 確 認 ）

委員長

この委員会への付議議案の審査結果表にございますように、付議議案につきましては、本会議最終日に委員長報告の後、表決となりますが、このお示しさせていただいてますように、総務委員会に付託をされておりました、議案第1号、斑鳩町国民保護協議会条例について、議案第2号、斑鳩町国民保護対策本部及び斑鳩町緊急対処事態対策本部条例について、厚生常任委員会に付託されておりました、議案第13号、斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について、予算審査特別委員会に付託されておりました、議案第22号、平成18年度斑鳩町一般会計予算について、議案第27号、平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、の5議案につきましては、賛成多数で可

決すべきものとなっておりますので、討論、採決となります。討論となりました時には、従来どおり、賛否それぞれ1名ずつということで確認しておきたいと思いますが、よろしいですか。ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。討論となりました時には、賛否それぞれ1名ずつということで確認を致しました。

次に、その他に討論が予定されている議案がございましたら、事前にお聞かせいただきますよう、お願いしておきたいという風に思いますが。それは今のところございませんでしょうか。

( な し )

委員長 ないようですか。

ここまでのところで、質疑、ご意見等がございましたら、お聞かせいただきたいと思いますが、以上、ございませんでしょうか。

( な し )

委員長 よろしいですか。

それでは、①付議議案等の取扱いにつきましては、以上で終わらせていただきます。

次に、②追加日程についてでございます。

追加日程1. 発議第1号、斑鳩町議会の議員の定数条例の一部を改正する条例について、追加日程2. 発議第2号、行財政改革に伴い廃止される「奈良地方法務局斑鳩出張所」建屋の無償払下げに関する要望書について、の2議案が議員提案で提出される予定となっております。この発議第1号につきましては、先の議会運営委員会で、確認を

していただいておりますように、議会運営委員の連名で、委員長から提案させていただくという風にこの委員会のほうでご確認をさせていただいておりますが、この協議事項の③に斑鳩町財政健全化検討住民会議からの公開質問状について、というのを、この定例会中に回答いただきたいという事もございましたので、この1. 協議事項の方と一緒に挙げさせていただいております。そして、この発議をするに当たりまして、この公開質問状をいただいた事にも関連するかとは存じまますので、ご意見をいただく時に、その事も含めてご意見いただいたらいいかなと思いましたが、ここで挙げさせていただいて入るわけなんです。発議第2号につきましては、初日の全員協議会で吉川議員の方からお話がありましたように、法務大臣宛の要望書について議員提案されるという事で文書の方が整えて、準備をされております。この発議につきまして、このまま進めさせていただいていいものかどうか、内容について、ご確認をさせていただくにあたりまして、皆様方から質疑、意見などございましたら、頂戴をしていきたいという風に思っておりますが。どうですか。

小野委員 前段の方でね、公開質問状についてというのがあるという事で、この発議第1号について、ちょっと話、どうのこうのという事やと思うけど、私はこの公開質問状とこの発議については全く関係ないという、そのような認識でおりますので、これは、委員長と副委員長、それから議長で、この次第という事で検討されたと思う。私はこの公開質問状に、例えばこの発議第1号について、やめていかなければならないような要素が入ってるかどうか、あるんですね。だけどこれは、初日の、公開質問状が来る前に、先だつての何か説明会と言うんですかね、その時の事を委員長から、また議長からも報告されて、議会運営委員会としてもそれはもう粛々と進んでいくという事に結論達してしますので、何かもう、この発議をやるという事を確認していただければ、私はいいと思います、発議第1号について。

委員長

今、小野委員の方からご意見いただきました。発議第1号については、公開質問状とは関係なく、処理済み、委員皆様からご確認をさせていただいているとおり、発議第1号としてそのまま進めていただくべきであるという風にご意見いただいております。それ以外に、この発議につきましてですね、ご意見などがございましたら、1号、2号含めてでございますけれども、ご意見がございましたらいただきたいという風に思いますが。他にございませんか。松田委員。

松田委員

この発議の関係については、前回から決まっているからこの取扱いについては、そういう風にしていただいていると思うんですけども、委員長に提案の説明、ご苦勞を願うんですけども、できればこの提案説明については、丁寧に、審議の内容が十分に分かるように、なぜそうなったのか、という事が十分に議論をしているわけですから、その面について、従来、まだやもすると、時間的な関係もあって、説明されているように思うんですけど、出来るだけ丁寧に詳しく説明をされるようお願いしたい。そしてその事が結局、公開質問状も出てますけど、これは後で審議になるんでしょうけど、そこで言われていることで、特に議員定数なりを設定するについてですね、関わる関係であるとすれば、説明しといた方がいいというような面があるとすれば、やっぱりできるだけ丁寧に説明をしてもらいたいなとこういう風に、特にお願いをしておきたいと思うんです。

委員長

承知いたしました。今、松田委員からご意見いただきましたので、提案説明につきましては、現在の議会運営委員会になってから、そのメンバーの皆さん方と共に協議をしてきた経過について、詳しく盛り込んだ提案説明となるように作っていきたいという風に考えるところです。

他によろしいですか。

小野委員

2号の方について、予算委員会の中で、委員長させていただいてま

したので、色々話題というんですか、色々ありましたし、私も委員長として町長に問いただした事もありますし、その後については、理事者の方にも、ちょっと言葉のことで、もしかしたらお願いする事があるか分かりませんという事で、私としては、総務委員会の後の話という事で、してたように思っどるんですが、総務委員会でのその時の、それに関してじゃなくて、これに関連した事でも、どんなことでちょっとご披露していただけたらありがたいんですけど。

委員長       ただ今、小野委員の方からこの関係につきましては、予算審査の時にも内容についてお話があり、さらに総務委員会でも色々議論となるだろうという事が、予算審査の時にもございました。その後、総務委員会が開催されているという事もございますので、議会運営委員会には総務委員会の委員さんお二人おいでになられますが、特にこの件に関しまして、総務委員会での議論がございましたのなら、ただ今、小野委員の要請もございますので、ここで状況のご報告をいただければという風に思うんですが、どうでしょうか。

松田委員     総務委員会を代表して、というわけにはいかんと思うんですよね。そういう事で議運で発言をするという風には、了解を得てませんし、そういう風には言ってませんので。ただ、総務委員会で議論をした経過について、私の認識として申し上げておきたいと思います。まず、奈良地方法務局の出張所の払下げをめぐって、有償、無償という関係について、実際、議会ないし所管の委員会としても、報告なり経緯の説明が一切なかったと。その事については、行政側は率直に認めるという事で、いわゆる町長の発言、それから所管をする教育委員会としても、その事ではそうであったという事についての、釈明と弁明というんでしょうか、謝罪のまず、言葉がございました、誠に申し訳ない、という、謝罪がされました。続いて、この有償、無償の関係について、財政が逼迫してる状況でもありますから、無償でという申入れをした事については、間違いのない事実だと。しかし諸般の事情、これらあり

まして、やはり無償と言う事にはなるまいという事から、いずれにしても最終的に有償という事にならざるを得なかった。そして、200何十万ですか、額については失念していますが、その額の負担という事では、法務局側とは、了解はした、という印象を私は受けています。有償で払下げを受ける、金額については、260万ですか、その額に決まったという事で、ほぼこういう事でご理解を願いたいんだ、という主旨の発言であったように思われます。しかし議会、委員会としては、できるだけ安いにこしたことはない、しかし印象としては、無償でいくという事は無理ではないか、やむを得なく有償であっても仕方がないのではないのか、という事と、基本計画なども具体的に審議したわけでありますから、そうした面からいって、基本計画がその事によって、遅れていくという事のないように、できるだけ当初計画通りに進めてほしいという意向であった。だから、行政側としては有償はやむを得ないという立場で、一応法務局との了解に達しているような印象を受けていると。しかし、この問題については、議会としても今日までの経緯から見て、有償、無償という事は聞かされてなかったし、議会としてもできるだけ経費を節減する意味合いで、無償の陳情なり要望書なりを提出すべきではないかという意見が出ていると、その事については行政側も十分理解をしてくれて、その事についての取扱いをどうするかについては、議会運営委員会その他で議会側として独自の判断をさせてもらう、という事については了承していただいて、という事を私の方から申し上げました。だいたい、簡略に申し上げましたけれども、だいたいそういう事なんです。あとですね、坂口委員もおいでになりますし、副委員長も傍聴という事でされておりましたから、もし、付則する面があるなら、出していただければ結構かという風に思います。

委員長

ありがとうございます。ただ今、松田委員の方から、概略のご説明をいただきました。どうでしょうか、今の概略の説明をいただきましたけれども、行政側の方は無償というのは無理だろうという事で、有

償やむを得ないという事で、予算書の方にはそういう事で260万円の予算を計上しておったという風に思いますが、ただ、吉川議員の方からこういう風に出されております件につきまして、行政側にも総務委員会の方でも、議会の方でこういう事をするという事についても、了解を得てるし、あとは無償のままでもいいのか、それとも何か書き方があるのかというところを、たぶん小野委員も、その辺を心配していただいたのかなという風に思うんですが、いかがですか。このままでよろしいでしょうか、何か文書の方、その議論の経過の中で、この文書より、もう少し、こういう風に変えた方がいい、とかいう事がございましたら、より良いものには、する事については、たぶん吉川議員さんの方も、それについて異論はないんじゃないかなという風に、私もお聞きしておりますが。松田委員。

松田委員　ただですね、先程も申し上げた経緯あるんですけど、結果的には有償で決まっていると。今、無償でという関係の陳情書なり要望書出そうとしてると、議会の判断という事は申し上げているんですけど、個人的にはね、既に対応というのは決まってしまうんじゃないか。そこに、議会があえて要望書という事を出してきても、全く形式的に終わってしまう可能性が強いという事と、今さら何を言うてんねん、というような格好の、法務局の取られ方ですね、そういうものもあるし、議会と行政側とその面について一体どないなってたんや、というような関係でむしろ、関係のところへ斑鳩町の不信感を植え付けるような事になりはせんのか、という事が感じられるのが事実だと思うんです。そういう風には、議会は行政側が決めたから我々からどうとか言えないんで、委員会としてはそういう状態にあるという事について了承してくれと、先ほどあったとおりです。それは議運でその当時出席されてますから、十分ご判断いただいて対応したらいい、という事を申し上げてるんですが、この要望書の関係では、斑鳩町が何に使うという関係なり、それからどういう方向でこれを活用していきたいんだという関係については、全然触れてないわけですよ。ところが、既に今



日、藤ノ木古墳を中心にした出土品の展示を主体にしながら、いわゆる文化財活用センターとして活用していくんだと、その為に払下げを受けたんや、という関係を明確にしているし、基本計画でもそういう事が示されていて、今後、具体的にそれをしていこうという関係での予算措置も講じられたという事であるんですが、この関係については、そういう関係が全然、使用目的が触れていないわけですよ、ただ、払下げをするねやったら払下げせい、という事だけですから、これではちょっと、今時点で出すとすれば、不十分でないかな、個人的に思うんです。この内容についてなども、総務委員会で議論した事ではない、いうことですから内容の関係については、全然触れてないというような実態があったんです。私は個人的にはこれでは、何に使うかという事が明らかにされていないし、そしてしかし、方針は明確にしてしまっているという事については、説得力が不十分な要望書になりはせんかなという気がしてるんですけど、ここで今、書き直して云々というのは大変だと思うんですけど、感じとして要望書の関係については、そういう風に、目的をもう少し足すんなら、目的を明らかにしながら、それを理解をしてもらってそして、有償、無償を検討してもらおう、という関係になるんなら、いいのにな、という感じはしますけどね。だから、できるだけ、今先ほどいっているような状況にあるとするなら、私は一応、有償、無償という事、有償という関係で来たようではあるけども、我々としては藤ノ木など中心の文化財活用センターとして、利用したいと。だからその面については、やっぱりかなりの設備条件を整えていく為には、費用をかなり要するという事だから、少しでも軽減されるように、そう希望する。あるいはそうでないにしても、より負担を少なくしてほしいというような関係の要望に変えなないとですね、意味あんのかなという気がするんですけど、その方が実態的かなという感じは個人的にします。

委員長

ただ今、松田委員の方からそのようにご意見を頂戴したわけなんですけれども、他の委員さんの方はいかがでしょうか。方向としては、

ただ今、松田委員がおっしゃられたような方向の方が、より良い要望書になるのではないか、という事なのですが。小野委員。

小野委員 今、松田委員のおっしゃるとおりだと、私は思います。それで、やはり今、発議者にとってみたら予算という事で、時だからという事で、これ出してきておるんだと思いますが、やはり今の段階でこれを出すというのは、全く、国に対しても斑鳩町議会というものを誤解される恐れもありますしね、もう少し慎重に出す方がいいんじゃないかなと、もう一度、この発議者の方に話をさせてもらって、総務委員会で、もちろん予算委員会でもね、私も委員長席から話をしました。この予算を認めるか認めないかという事も影響してくるんだ、これがあるんだろ、という事でね。色々質問、要望もしてますしね。予算委員会でも町長は謝罪するというような意味の事は言うておられたんですが、やはり予算委員会では賛成多数で一応可決なっているという事。ちょっとこれは慎重にしてもらった方がいいのかなと、今の段階です。部分的な文書の、付け加えるとか色々直していくという事では、松田委員も心配されてるような事は、考えられてないのかなという事がありますし、ただ、議会としてはあくまでも住民の、地元の住民という事で、町長も生駒郡の町村会の会長として、時の法務副大臣にも陳情されて、伝わっておる事は事実なんですけど、それでも、そこからの交渉事が全く、それは議会との、何ら接点ない。また、一般質問ですか、それから予算委員会でも答弁されているとおり、もう有償であるという事での交渉をしておられる。地方法務局が、建物を鑑定をとったと。本来はこぼすべき物を鑑定をとるという事は、それを鑑定をとっておられたからという、それから話をしてるからああいう答弁になってしまうんです。片方では無償でと話しながら、鑑定をとって向こうの交渉にのってきけると、松田委員は国の方、そういう方針だからと言うておられますけど、私はもうそれは、無視して話すべきだと。公では1千何百万という、それから話をすべきやったという事で、どれだけ町長らが反省して謝罪をしてるんか、これは私らに謝罪して

もらっても仕方ないんです、住民に謝罪していただきたいと思うんです。それらを踏まえて、私らがどうすべきか、という事に対して、今後この文書そのままでは、やはりちょっと議会としての権威がないんじゃないかなと思いますしね、ちょっとやっぱりこれは発議者、発議ですから、どうする、こうする、という事は今の段階でやるべきじゃないと思いますし、ただ、発議者はこの前の全協から色々話しておられるとおり、弾力性をもって議会としての総意を求めておられますので、できるだけその事に対して理解を示していくのが、町議会の一員としてすべきだと思うんですが、ちょっと慎重にならざるを得ないかなと、今の段階で、そのように思っております。

委員長

小野委員からは、慎重にという事の意見をいただきましたが、総務委員さんでもある松田委員の方も、このままの文書よりは、少し手を加えた方がいいのではないかと。ただ、時間的にどうだろうというご心配もいただいておりますが、私、今意見を頂戴した中で、発議者となっておられます吉川議員と浦野議員には、一応、議会運営委員会でこういう意見が出てました、という事を本日、ご両名にお伝えをさせていただきまして、できましたら、松田委員がおっしゃっていただきましたような形で、具体的な施設として、そしてまたこれは、斑鳩町だけではなくて、世界文化遺産のある町として、あちらこちらに、また世界にも発進していきたいという、そういう施設だという事なども、国の方に分かっていただけのような内容のものにして、何とか260万という金額を無償にさせていただく、そうか、または少しでも減額となるような方向がないのか、議会としてお願いをするという、こういう事は私も大事な事かなという風に考えるところです。ですから、今いただいたご意見、お伝えしますので、何とか当日、最終日に間に合うような形でご用意していただけるように、こちらの方から、今いただいた意見でちょっと調整をさせていただく事にしたいと思います。それでよろしいですか。他にございませんか。三木委員。

三木委員　　ちょっと今、里川委員もまとめで、発議者とお話になったと初めて聞いたんですが、これからするという事ですか。一応、私も慎重にという事では、私もそう理解しております。やはり町長も総務の最後の挨拶でも、既に有償でという事言って、今後こういうの事ないように、注意しながら対処しなければいけないというような事をおっしゃってました。ですから、この内容について、やはりもう少し慎重にですね、訂正していただいて、議会としても問題のないような形でやっていければいいんじゃないかと、そう思っております。

委員長　　そういたしましたら、この発議第2号の予定をしております案件につきましては、発議者となっておられるご両名に本日早速、委員会終了後に連絡をとりまして、文書などを訂正していただいたならば、より皆さんに賛成していただけるのではないかとということで、こういうご意見があったということで、お伝えだけさせていただきたいと思えます。それで、たぶんそういう意味では文書触っていただけるのではないか、という風には思っておりますので、当初の予定通り、そのまま発議第1号、第2号と最終日に議員の方からの提案という事になりました場合ですね、この追加日程の取扱いにつきましては、町からの付議議案が終了した時点で、追加日程の議題を上げていただきまして、日程の順序を変更し、先に審議をしてもらうということで進めていただくということでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長　　異議なしと認めさせていただきます。追加日程につきましては、ただ今、申し上げましたように進めていただくという事で確認をしておきます。

次に、採決の方法でございますが、発議第1号につきましては、今日まで真剣に議論をしていただいた経過から、質疑、討論を省略し、起立による採決をしていただいたらという風に考えておりますが、そ

れでよろしいでしょうか。小野委員。

小野委員 確かにその起立採決が原則なんですけど、今、そういう意味で、起立採決という事で、もう一度確認してほしいんですが、それは全協でも言ったと思いますが、「異議なし」という議長の発言じゃなくて、議員自ら全員が起立するという事も確認する事は、どうなんですかね、今、委員長がおっしゃったとおり、今までの議論を踏まえて、全員が、全員の総意で議運なり全協でも確認できたという事ですので、そういう意味を込めて、起立採決という事で相談されてるんだと思うんですが、その時にやはり、座ってる者とか退席する者が生じないような処置という事ですか、それはどうなんですか。あえて私は起立採決しなくても、それを今までからの議論を踏まえてますから、私は何もそれが100%確認できなかって、簡易採決というんですか、「ご異議ございませんか」の諮り方で、私はいいかなと、そのように思うんですが、その点を配慮されての起立採決なんですか、提案されてる。

委員長 やっぱりほんとに長い期間をかけて、議会運営委員会の委員の皆様方からもほんとにいろんな意見があった中を、調整に調整を加えてこの結果を出し、また、その調整する際にも、全員協議会でも議員皆さんの意見を聞き、調整をし、更にはまた調整した結果、全員協議会へまた戻し、ご報告をし、全員協議会でのご意見もいただき、そしてそういう風に何度も皆さんの意思を確認しながら調整をして、結論を導き出した、時間もかけておりますし、手順もきちっと踏んできておりますので、そういう案件であることから、できましたらやはり皆さんの意思を確認する起立採決をした方がいいのではないか、という風に考えて、こういう風にしてはどうか、という風に考えたわけなんですけど。小野委員。

小野委員 私は、表現的にはあれなんですけど、まず一点、その起立採決した事について、すぐに、条例が改正されたという最近のこともありまして、

その改正案に対しては、私は反対討論をした。その反対討論の中身を聞いていただいたら分かると思うんですが、そういう事が二度と起こらないように、しっかりと議長とか委員長の方で説明していただきまして、議員皆さんに、大変失礼な言い方になりますけど、本会議場の姿勢というものをしっかりと保ってもらいたいという事であえて申し上げてますので、その点をお含み下さい。だから、起立採決に対しては反対する意思は一切ありませんが、以前、委員長、ご存じだと思いますけど、そういう事もありましたので、そういうことがないように、しっかりと認識してもらったうえでの、起立採決をしますという事を説明していただきたいと、そのように思います。

三木委員　私も全く同じでですね、やはり全協でも満場一致で採決されたわけですから、やはり本会議においてもですね、そのような形で全員が一致なんだ、という事をしっかりと、これも委員長の方と議長の方で、その辺、本会議でどたばたのないような形で、是非していただきたいと思います。

松田委員　僕はね、今のような意見が出てくるという事はね、結局、一つの不安があるのかなと。だからそんな意見が出るのかなという感じがするんですよ、だから縛りをせんないかと、いう風な事になるとするならば、これはやっぱり多少、我々としても考えざるを得んのかなというように思うんですよ。だから、少なくともそういうような意見が出てくるという事は、少なくとも公開質問状という関係が大きく、やっぱり気持ちの上であるんだろうと思うんです。ところが、仮にそうであるとするならば、それはやっぱり今日までの経緯から見て、しかし議運としても全員協議会の子を得て、そして今日に至っていて、手続きの関係について、もう既に前回も確認をしてるわけですから、その方針に異論があるとするならば、最後の日の状況、その日の全員協議会で意見が出るんでしょから、全員協議会で従来とってきた姿勢と、議運の立場というものを了承してもらえれば、当然にその結論に

従う事になるんでしょうし、またその時に意見が出るとすればですね、十分な議論をやっぱりしていくべきであろうと、また、そういう事が許されるんかどうかという一時不再議の原則の関係がありますけれども、そういう事から考えて対応していくべきと違うんかなと思うんです。だから、あまりふらふらしてもいけないと思いますけど、ただ、採決の方法としては、事が事だけに、しかも極めて重要な事でもあるし、住民からの一つのご意見などもあるという、立場から見ると議会の全体の意思を明確に、分かりやすい形で表す方がいいと思いますので、委員長が言われるように、僕は起立採決がよかろうという風に思うんですよね。ただ、起立採決をする、それはよかろうと思うんですけど、ただ、その前段ですね、前段としてやっぱり、あまり、議員自身が自らが責任をもって、そして議員の資格と認識と常識に基づいて、やっぱり採決をしていく、物事を決めていくという格好が一番大事だと思いますから、そういう場面にはやっぱり話し合いを十分尽くしていかなあかん。そのためには、もちろん議員の意見というのは絶対あると思います。だからそれを信頼してるからこそ、議運としても一定の結論を出してきてるんですから、むしろそれは、最終日の通常、各委員会でしてきた議案の取扱いについて委員長が説明をされるけれども、それが了承されるものという認識に立たなければ、我々として審議する値打ないと思うんですよ。ここで色々意見が出るとするならば、色々意見が出た事については、率直に我々の考え方を述べて、理解をしてもらうんかどうか。最終的にどうするんか、という事はその結果を見て、さらに判断をするという事になるのかどうか、という事になるという風に私は思うんです。だから、あくまでもそういう、同じ会期の期間中において、何度もころころ結論が変わったり、主張が変わっていくというような事というのは、本当に許されるのかどうか、そういう事での議運という立場で懸念をしなきゃならんという事であるとするなら、我々議運、議会運営委員会に携わってる事自身が問題になってくるわけですから、そういう事は、されないんじゃないか。だから現在は、決まった方針として再確認してるわけですから、

そういう立場で最終日についての議案の処理は図りたい、という事での最終日における本会議前の全員協議会で説明申し上げる、という立場をここで了承しておいてもらうという事でいいんじゃないでしょうか。それから、あとの関係については、その時のやっぱり判断をせざるを得んという事になると思うんです。僕はやっぱりその時に変わった状態にあるとするならば、それはそれなりに、議会運営委員としての立場が存続する価値にあるのか、あるいはその決定が尊重されるのかされないのか、によってはですね、責任のとり方があるんじゃないかという風に思います。

小野委員 先ほどの意見の松田委員には申し訳ないんですけど、完全にご理解いただけてますし、ただ、あちらこちらから、雑音が私の耳に入りますので、その意味でしっかりとその議員さんら、先ほど私は大変失礼ですけど、と言いましたのは、そういう事の、わざわざしたものがないように、しっかりとした認識でしたいと思ってこの議案については、これだけの事を、先ほど委員長もおっしゃったし、また松田委員もこの要旨についてももう少し詳しくとこれらをしっかりと認識した議員であったら、そういう事は絶対起こり得ないんだけど、やっぱりそこに対する心配がありますので、ちょっと蛇足になりましたけど、先ほど言わしていただきました。全く今の意見を、そのとおりで結構です。それで、正式な全協とかで、そういう意見を出される可能性は、僕はないと思うんですよ、ただ、他の場所であれば議運で決めはった事やとか、そう言ってる議員さんがおられるという事を、ちらっと噂で聞いてますので、それはちょっと情けないなという事もありましたので、私はあえて議会運営委員会で申し上げさせてもらいました。その点、松田委員、申し訳ないですけど、そういう事ですので、よろしくをお願いします。

松田委員 僕はね、確かにそうだと思うんですよ。ただ、議会運営委員会が一定の結論を出すまでの段階でも、あれだけの議論があったんですから、



そしてやはり、最終的にはやっぱり全員がまとまって、そしてその、一致して提案できる内容にするというために苦勞してきたわけですから、個人的にはいくらでも意見あるんです、私共しても。しかし、今、この段階において議会がやっぱり一つにまとまる事が大事である。そして、何も決まらないからという事でいくよりも、決めたものについて確実に実行しようという努力をしていこうという、お互いの気持ちが疎通であって、妥協したという形なんですよね。我々についても、一応全面的に、公開質問状、その他の関係について、住民の意向というものを無視しようとしているわけでは何でもないわけで、ですから先ほど言いますように丁寧にしていただきたいという事を申し上げましたし、議運で結論を出す時にも言いましたように、まとまる事が大事と。しかし、次に法改正、その他の手続きの関係について、検討の機会は十分にあり得るという事なども申し上げているのは、そこにあるわけですから、今回しといて全てがしまいだという風にも理解していない、という議論はあることは事実ですし、その事は全員協議会の際に、委員長報告があったのは事実ですから、そういった事について、むしろより理解を求める立場での説明というものが、より重要になって来ると、私は思うんですよ。そういう面のところが全く触れてないわけですし、だからそういった事について、やっぱり当事者の関係と、第三者的のものを見る関係等の違いが、やっぱり新聞その他のマスコミが言ってる関係等、真実を捉えていない、と私は見ますからね。だからその面については、多少あるかと思うんですけど、やっぱりもう少し、我々自身のものを決めていってる状態については、責任をもって、そしてやっぱりただ単に評論家になるわけではないわけですから、具体的にはやっぱり実証をしていくという関係については、信念をもった対応をしていくべき必要があるんじゃないかなという風に思うんです。これは、議案の関係としては、既に最終日に提案するという関係になってるんですから、そういう方向でいって公開質問状について、ほんとに議論、後先になってる、後からするんでしたら色々、今言われているような関係についても出てくると思うし、その中では、

それぞれの運営をしてるとかどうとか言われている関係についても、それは出てくるだろうと思うんです、またそういう事があって然るべきかも知れません。しかし、色々あって、という関係を言われている委員長の報告には、議運でもそういう事の議論を既にしてきているわけですから、必ずしもそれがすっきりした状態かと言うとそうではなくて、やっぱり皆がまとまるんなら、という事で妥協したという関係があるわけですからね、やっぱり後の方、私が申し上げてますように、一つの機会というものを、チャンスというものを、あるいは検討する場というものがもう一つ残されてくるという事に、一つのセクションを持ってるわけですから、そういう事を十分に対応して、お互いに一致出来る方法というのは、大事ではないのか。そういう事を議運としては、十分考えたという関係を、克明に説明をしてもらいたい。提案説明の際もそうですし、それから全員協議会で最終的な取扱いをするに至った関係も、決まってるんですけどね、再度、説明されるんでしょうけども、それは念のためにするという関係ですから、そういう事でいいのではないか。小野委員の言われる事も僕は分らないではない、分かっていると思うんですけど、もうちょっとやっぱり議員が議員らしく責任持った体制と、ああ言われたらこう言う、こう言われたらああ言われる、というふらふらふらふらするという事ではいかんと、そんな信念のないような審議をしてほしくないという事を申し上げておきます。

小野委員 松田委員がおっしゃった通りですので、しっかりとした信念をもって議員としてのあれを出していただきたい。それだけの事です。

委員長 そうしましたら、ただ今、私の方から皆様方にご協議いただきました、発議第1号につきましては、起立採決により、議長のほうで進めていただくという事でよろしいですか。

( 異議なし )

委員長           そしたら、そのようにお願いをさせていただくように致します。  
次に、発議第2号についてですが、この件につきましても、ご両名と連絡をとり、先ほど松田委員の方から言われました内容の、そうですね、その書き換えが行われた場合、これも質疑討論を省略して起立採決という形にもっていてもよろしいでしょうか。

松田委員       これはね、だから、半分は前段で書いているようにいいんだと思いますけど、やっぱりあとは、利用目的その他の関係を明確にしながら、対応するという、先ほど委員長も言われているような関係について、接触していただいて、文書整理をするというね、内容整理をするという事について、一つ了解を得ておいて、あとは正副委員長・事務局にお任せをして、そしてこういう事になったという事で、手続をしてもらえればいいという風に思いますので、そういう関係について、後で、ご厄介をかけますけどね、やっぱりそういう、正副委員長に一任を受けてると、ですから正副委員長が関係者と連絡をとって、調整をして見ると、そういう事にして、この議案について、多少修正を必要とすると、ただしその内容については、正副委員長に一任、という事で議運として了解をしたという事でいいんじゃないでしょうか。

委員長           分かりました。そうしましたら、整理をさせていただき、発議第1号と同じような取扱いをさせていただくという事で、ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長           そうしましたら、発議第2号についても、そのように進めていただくということで確認をさせていただいておきます。

ここまでのところで質疑、ご意見は特にございませんか、よろしいですか。

( な し )

委員長 そうしましたら、1. 協議事項、②追加日程については、以上で終わらせていただきます。

次に、③斑鳩町財政健全化検討住民会議からの公開質問状についてを議題と致します。この取扱いにつきまして、委員のご意見をお聞きしたいと思っておりますが、先に14日に公開質問状を、議長の方で相手方からお受取になられましたので、その時の状況を、少しお聞かせいただいております。

議長 14日の状況でございますけれども、予算委員会の休憩の時間に、吉川さん、副会長の方から連絡がございまして、当日の4時に役場の方に公開質問状を持って行きたい、という事の連絡を受けました。当日は私一人、議長室の方でこの文書を受け取ったわけでございますけれども、その時に持参されたのが桐山会長、吉川喜巳雄副会長、城崎委員さん、平林委員さん、秦委員さん、5名の方でこの質問状を持参されておられました。その中で、内容についての話というのはほとんどございませんでして、とにかくこの質問状をお渡ししたいという事で、質問状をお受取させていただきました。回答につきまして、3月20日に回答をいただきたいという事でございましたが、だいたいこの内容について、即座に回答するという事はできませんので、議会運営委員会に諮らせていただいて、その結果について、また改めて回答させていただくということで、その場は別れさせていただきました。日にち等もし分かるようであれば、検討委員会の方の事務局に連絡していただいて、日にちを連絡してもらえたらという事で、一応それだけで、文書だけ受け取って終わったという事です。

委員長 ありがとうございます。ただ今、議長から説明がございました。それでは、この質問状につきましては、受け取った後に、写しを委員皆

様方の方にお配りをさせていただいておったという風に思いますが、この質問状に対しまして、議会としての回答及び回答内容について、委員皆様のご意見などをお聞きしたいと思えます。

これは、どんな事でも結構です。この質問状を、たぶんもう皆さん既に見ていただいていると思えますので、どんなところからでも結構です。各委員さんから色々なご意見いただいた上で、取りまとめの方をさせていただきたいという風に思っております。ですから、どうぞ、どんどん色々おっしゃっていただいたら結構です。

小野委員 一回だけで終らせたいと思うんですが、私は先日の住民会議の方からの意見交換という事で、総務部長のお世話で、意見交換という場にも行かせてもらった経緯もありますので、まず一番先に述べさせていただきたいなと思えます、そのように思うんですが。色々、公開質問状も見させていただきまして、一つずつについて、色々意見を言う事も必要かなと思うんですが、まず、私はこの事について、ちょうど、あくる日ですね、あくる日が建設水道常任委員会でしたので、その他のところで私は質問しました。飯高委員長にお許しを得て、直接この常任委員会にも関係ないんですが、という事でお伺いを入れて、まず聞かせていただきましたのは、この公開質問状を機関決定されたのか、という事です。その事について、事務局である総務部長は、正式な住民会議という議論の中でなくして、そこにたまたま、名を連ねておられますメンバーの方が自主的にそういった文をまとめられたという事で、町長以下、我々については、一切それには感知していないという事で、進められたという事ですので、この公開質問状が会長以下全員の委員さんの署名をしておられて、検討住民会議の総意が、というような行動であるという事。そのように来られてる事に対しては、全く、どういう機関という事で認識されているのか、その事を疑いたいなと思えます。そして、私は町長に、この住民会議を設置された町長として、今のこの行動について、どのように考えているのか、率直な意見を聞かせていただきました。町長は結局諮問してるのは答申、答申と

いうのか提言をいただくと、答申を急いでもらいたい。それも17年度中という事で日程的には聞かせていただいておりますのは、3月の何日という事で聞いてましたし。町長もこういう事を今、公開質問状を出しておられる、答申がいつになるのか心配されてる状態ですし、だから私は、今度は私はね、これ、住民会議の方がどういう意味でこういう事をされるのか、それこそ質問してみたいと思っとるんですが、それとね、何か勘違いされてる、この前の交換会の時も勘違いされてるん違うかなという事が、盛んに話してましたけどね、この質問状でも、上から3行目に、我々、斑鳩町財政健全化検討住民会議は、昨年3月定例議会で、その設置が定められたものであります、という事で、何か議会が設置をお願いしたというような、この前の交換会でも副会長はじめいろんな方がね、お宅ら認めた私らの意見をなぜ無視するんだ、というような意見でしたので、全く私はそこらに対して、しっかりと認識を持ってもらいたい、という事で、まずこの質問内容については、私は一つ答える必要もない。ただ、この質問5の、この事について、「公開討論会」を9月末までに開催して頂きたいと存じます。これはどういう形で開催されるのかどうか知りませんが、そうしてもし開催されるのであれば、私はそこへ出席する意思、意向を持っています。ただ、前回のような、意見交換会と称してね、ああいう態度で来られるのであれば、お互いの機関としての認識をしっかりと、お互いを持ちながらだったら、こういう公開討論会に私は出席します。私たちはあくまでもね、先ほどの議論の中にもあった、自治法に基づく議会の議員として、住民の選挙という形を受けての、負託を受けての議会という機関の一員です。そして常に機関決定を、議論をしながらやっています。先ほどの定数の件についても、全くそうなんです。そういう機関に対して、こういう町長の諮問機関ですよ、いわば町としての、出したんじゃない。その方が、選定された町長も、この事には、まずこういう行動に対してはあまり了とされてないような答弁されている。その事も踏まえたら、私はこれに対しての返事という事は、皆さんがされるんだったら、それは結構ですけど、私は一つずつの質

問に対しての、まず基本的な事から、こういう事はおかしいん違いますか、という事だけでいいと、そのように思います。

委員長 　ただ今、小野委員の方からご意見を頂戴しましたが、他の委員の皆さんのご意見も承っていきたいと思いますが、いかがですか。松田委員。

松田委員 　僕はね、いろんな事で、議長と住民検討会議との関係の接触があったりして、ご苦労かけてるという事でありましてね、私も議運に参加をして、この事に参加してきた一人として、色々と自問自答をし、経過についても色々思い起こしながらですね、整理をしてるんです。ただ、今回の公開質問状が出されて、そして、我々自身が議員の資質を高め、あるいは任務と役割というものを自覚をし、あるいは報酬等審議会のあり方について、議会ですね、議会のあり方について、さらに検討をし、高い関心を持っているという状態になった事については、決して批難をすべき事ではないし、喜ばしい事だと思うんです。なかなか自らの関係について、自らが厳しく律しながら口では言いながらですね、なかなかそうはいかん。ある意味では、議会の資質なり、議会の議員としての任務の自覚というものが、住民から批判してはしないか、という事についての反省のきっかけである事は間違いないという風に思うんです。そういう思いの中で色々、今日までの経緯をたどっていくんですけど、やっぱり議員報酬と定数と、ちょっといくつかに分かれるんですけど、自分なりに思いつくままに書いてみてですね、整理をしていないんですけど。やっぱり議員の報酬と定数の見直しの検討というのは、議長の諮問を受けて議運で協議をしてきたという経緯が一つある。そして、議長諮問が17年度の役員任期中に結論を出そうと言われてるからそれを受けて、我々としては少なくとも3月議会までにはそれなりの結論を出す事が任務であろうという事を自覚しながらですね、あるいはそれを目標において審議をしてきた。だから、さらに結論が出ませんから先延ばしをしましよ、という無責任

な態度はとるまい、という気持ちがあった事は事実だと思うんです。ところが、この住民会議が中間答申を出したのが、去年の10月、町長選挙の前、10月7日ですね。この時期でありますけども、議会としては、住民会議の中間答申にとらわれずに、議会としての自立性をもった議論のもとを尽くして、一定の結論を出すという事できたというように、私は思うんです。さらに、12月の初旬には全員協議会、12月の議会初日の日だったんかね、全議員の色々意見を聞いたのは、思うんですけど、全員協議会です。議運がそれまでに審議をしてきた経過を委員長の方から説明をされて、せっかく議員がどういう風に認識して理解をしているか、という事について、意見を聞き、それを参考にしながら1月以降ですね、色々議運としての議論を深めて、そして2月15日の全員協議会で、議運の結論の報告をし、了承を求めたと。しかもその了承は満場一致で決まった。ところが、2月24日には議会代表との話し合いの場がもたれて、3月14日に住民議会の方から質問状が議長に出された。こういう風な経緯を持つてるという風に私は思うんです。今まで議員定数の関係についてですね、町村合併の、昭和22年に合併を行いまして、その当時26名で発足をした。ところが、26年に、当時の先輩方が十分検討されて、16人に定員を決めてですね、そして斑鳩町の運営と伝統を守りながら運営をしておいでになって、今日に至っている、というように思うんです。まさに来年60年、60年間は少なくともこの16名という、その間に人口は、発足当時の関係については、一万人ちょっとです、1万200人ありませんでした。ところが今は2万8,500人という数に、非常にあがってきています。ところが、それに関わらず、我々としては16名という議員定数を堅持しながら、本日まで来て60年間変えなかった。変えずに来たという関係があると思うんです。それはですね、地理的条件があると思います。人口はどんどん増えてきているけども、その事によって、各いわゆる人口も増えて参りましたけども、結果的にはですね、斑鳩町の集落ごとの結びついて一つの連担してきたという関係になってきた中で、いわゆる町村の意識というものを順順につ



ないできて、全体が協力しあえるようになってきた。法隆寺や斑鳩や龍田、富郷という関係がなくなってきた住民感情というのは、非常に幾つかされて来たという関係などもあって、ずっとこれたんだと思うんです。それと合わせて20人足らずで町内を廻るという地理的な条件もあったかと思います。白石畑を除いてはほとんどが平坦地の関係で、2時間以内で廻れる小さな関係のこじんまりしたコンパクトな状態だったと思うんですね。当時の予算、人口の推移というものは先ほど言いましたように、予算の推移を見てみますと、私どもの記憶してるんですけども、38年の段階でちょうど1億の予算、一般会計予算がなったところなんです。そら大変なこっちゃなという事で、私、記憶があります。先輩議員が皆そう言ったんです。ところが、今は86億、予算規模もうんと変わってきてます。それでも変わらないのは議員定数だけは変わらない、という事だと思いますし、その間に議員からもあるいは一般町民からも、議員を減らせ、あるいは多過ぎる、減らせというくらい、斑鳩町の進展と合わせてその役割、任務を果たしてきた、というように私は自負してるんです。そういう歴史という事について、どう認識をしてるんだらうか。今、単に合併問題、財政が苦しいからという、議員の削減という言葉は各議会で当然の事のように言われてきているんですけど、果たしてそういう事でいいんだらうか、どうだらうか。かつてはもうちょっと新陳代謝ができるように、あるいはボス的な存在でないように、あらゆる階層の代表が出られるように、あるいは若い人でも出られるようにという事で、もっと報酬を引上げなさい、という一時期があったと思うんです。その一時期の主張というのは通り越してしまっていて、現在ではとにかく下げよ、下げよ、下げよと。減らせ、減らせ、減らせという事になってきている。それは、一つの議員自身の自らの自立性という関係を、あるいは期待と任務というものを十分に果たしているのかどうかという、反省は私はなければならんと思いますけれども、そういう事が住民との間に非常に乖離を生んでしまっている。という事が言えると思うんです。そしてこの大衆迎合、ああ言われればこう言う、こう言われればああ言う

いう事で従う、一つの主体性のなさが、今日にきたしてきてるように実は思うんです。そういった事から見て、住民検討会議の言われている状況などについても、分からないではないんですが、単に数だけ減らせば財政再建ができるんだという風な事では決してない、という風に思いますし、また議員は議員としての任務というものがあるし、そういうものについて、どう分析をされてきたのか、という事になりますとどうも今ひとつ明らかでない分があると、こういう関係についてはもう少し意見の交換をする必要があるのではないかなという風にも感じないでもない。だから、斑鳩町が今日に至ってる状態に、その過程において議員定数は一体どうであったのか、どう設定をされてきたか、そして最も根拠になっています議員定数を定めるについての基本となってきたのは、地方自治法の91条だったと思うんです。91条の関係で、とおりの関係でいくなれば、現在で比較すると斑鳩町の場合は30名という関係になります。その後改正された分を見ても26名ということでありますから、それからいっても10名削減してるというような関係になってるという事について、どう認識をしてもらえるのかなという事が一つあると思います。さらに、できるだけ信頼される議会、透明性のある議会、という立場ですね、開かれた議会というような関係でできるだけ経費についても、お手盛予算と言われないようにしなければならん、というような事で、各手当という関係について、ほとんど切れるものについては切ってきた、辞退を申し上げる、遠慮すべきものは遠慮していく、という関係になってですね、近隣を見ましても、斑鳩町議会の関係については、節減すべきものは節減するという、常に心がけ努力してきている過程から見てですね、今日報酬一本やり、報酬以外に何も受けていないという関係で、例えばどんなものがあるかと言うと、いわゆる実費弁償の分であるとか、政務調査費の関係であるとか、あるいは外国旅行の関係についても自粛をしてしまって、それから条例上では県外視察の関係もありますけれども、一泊二日を限度としてしまうという事になっている。そして出来るだけ温泉に戯れてるという事の言われないように、

できるだけ視察地については、謙虚に視察を行い報告をし、なお且つ宿泊についてもできるだけ切ろうと、決められた法以外に支出を求めない、それ以外の関係については全部実費です、というような関係にして、極めて厳正な立場で経費の削減については努力して今日に至っている、という事などを見て、今、他に言われるように、大阪市で言われるような状態のように、お手盛であるとかどうとかいう事についてですね、あるいは優遇措置を講じてきた、という姿というものは斑鳩町には実際ない、という関係について、どう見てくれたのかなという風に思います。ある意味では、自己満足が、と言われるかも知りませんが、そういった関係について、調査をしてみると、自分自身でも驚いているんですけども、合計しますと10.7%という関係になるほどに、経費の節減を努めてきているという実態というのを、もう少し知ってもらおう努力しなければならんという事を常々言ってはきましたけども、それがどうしてもできていない、という関係ですね。だからそういう事について一体どう評価をされてきてる、という事になりますと、全く報酬といった事については評価をされていない。しかも、各所で言われているような状態というのは、斑鳩町は既にもうそれを断ち切ってしまっているという関係について、どれ程までに認識をいただく事ができているんであろうか、という事になりますと、そういう事については不十分ではないのか。そういう分析をしながらなお且つ住民の関係を、答申の関係をあまりにもかけ離れているというように思うし、町長がそうであるから、同じような率にきなさい、という関係について、それまた理屈、そういう理屈ではないと思うんです。性格が違うわけですから。こういう事などもどう判断をされていくのかなと、またどういう風に認識をされているのかな、という事についても率直に聞かせていただいでですね、我々自身も反省すべき点は反省をしながら、という姿勢と言うものが必要ではないかなというように思うんです。特に今回の関係でですね、やっぱり議員の定数その他を考える関係については、ただ単に人数を減らせばいいという事だけではなくて、斑鳩町がどういう状況にあるのか、そして何をな

すべきなのかという事と、その無駄をどう省いていくか、という事などがあるという風に思うんですが、やっぱり一つの判断をする、今までの材料としては、人口と地域条件、あるいは近隣町村の動向、財政の状況、そして、法が規程をする範囲での自主的な構成と運営、議員の任務と自覚というのが総合的に判断されていくべき性格のものだと思うんです。こういう性格について、一体どうお考えになっているんだろうか、という一つの疑問が私には十分理解されていないな、という感じがしているんです。そして、確かに議員定数と各委員会のあり方についてご指摘もあります。これについては、確かに一つの検討に値する事項であって、我々としてもずっと検討してきました。これは特に議員定数がどうあるべきか、委員会がどうあるべきか、という関係についても議会の任務として全うするために、より開かれた信頼された議会とするためにどうすべきなのか、という事について色々議論をし、研修もさせていただきました。そして、全体主義でいくのか委員会主義でいくのか、という事になりますとやっぱりどう考えても委員会主義がよかろうという立場に立って、委員会主義で、その中で検討すべきものがあるかどうか、という事も検討してきたと思うんです。ところが、全体主義の関係でも、やっぱり今、自治法でも認められている関係については、斑鳩町などの規模でいっても3つの委員会というのが認められているわけですけど、やっぱり委員会としての形態を整え、その審議をお互いにしていこうとするなら、やっぱり本来、斑鳩町の場合は3つの委員会をもって2つの委員会は定員5名、1つの委員会は6名という事ですけども、私は、5名という関係は本来的に言うと少ないという風に思うんです。それで言うなら、本来は文化系的な関係であって、本当に専門職なら別なんですけど、というような事が委員会の機能として、いわゆる委員長がその任務に立つと4名位で議論をしていくと、あるいは一人欠席が出てくると3名で議論をしていくというような事が本当に、委員会としての、いいのだろうか。形式的なものならいざ知らず、審議、行政に携わって審議をしていこという立場に立つ場合においては、不十分ではないか、という

事で色々議論をしてきました。しかし、現在の法令の関係で、一議員に一常任委員会という法の縛りが実はあります。この事がある限り、なかなか委員会の制度というものを、我々独自でなおしていくという事ができない状況が実はある。という事ですから、さてどうしようか、という事になる時に、私どもとしては、いわゆる中央に対して、一委員会制、いわゆる議員の複数常任委員会制度の所属制限の撤廃を求めるといふ事がなければ、どうにもこの議会運営というのはスムーズにいかんのではないかな。という事で、議員の定数の削減と合わせて、常任委員会の所属制限の撤廃というものを強く求める、という事で運動をし、現在も地方制度審議会では議論をされていますし、私の見通しでは近くこれらの関係についても、法改正が行われる段階にきているのではないか、というように思うんです。この複数制というものの、撤廃がされる状況になりますとですね、常任委員会のあり方の問題について、数の問題について、あるいは議員総定数といわゆる委員会の数と、その事を考えて振り割の関係についても色々配慮する要素というのが、私は出来てくる、その時期はもう近いと。しかし、今現在出ている16人、更に減らせという全体的な流れの中からいく限りですね、それをそのままおいとくわけにはいきまい。だから、手をつけられる状態ならまず手をつける。そして現行法で許される範囲については、我々は議員の権限というものあるいは執行権限というものを守っていく、という立場を堅持するためには、先ほど言われましたような、いわゆる提起をしようとする15名で、そして3つの常任委員会という関係というのが、現行法的に反する問題ではないと思うんですけど、3つの委員会をもって5名という関係、それで $3 \times 5 = 15$ になるわけですけど、これが最低限度であるという事については紛れもない事実だと思うんです。これを改めていこうとするならば、複数制という関係を、法改正をしてもらう、そこに期待をかける。改めて法改正を行った時点で我々については、定数も含めた、委員会の持ち方、議会のあり方そのものを検討する上において、十分これは検討できる、その余地を残していくという事が必要であろうという立場に立ってで

すね、対応する事がよろしかろうという事で考えているということですよ。

それから、多少、今回これは他になっているか分かりませんが、この質問に対する回答は今日までになってますから、回答をどういう形でしようという風にお考えになっているのかどうかという風に思いますけども、私は、ここで言われているこの状況の中で、特に公開質問状の関係などもなっていますけども、できればですね、私はここで言われるいわゆる、公開討論会という関係ですね、公開討論会の関係についても、時期的に一体どうなのかなという事があるという風に思うんですよ。それと、責任はどう持ってくんねやろか。いわゆる住民検討会議の関係は町側の説明によれば、3月中の関係の答申を受けて解散をするといわれている状況ですね、解散した状況が、元検討住民会議の委員であったという立場で公聴会というのをするのかということになりますし、また一方我々もですね、現議長の間に諮問をせいと言われている関係に応じて一生懸命やろうとしてる状態が、今度は5月で、これは法的に決まった問題ではありませんけども、一応役職の任期がきて、みな交替をしてしまう、という関係についてどれ程責任をもってですね、その事に答えていくんか、という事が出てくるという風に思うんです。そういう面から見ると、公開討論は場合によっては必要か分かりませんが、僕はこの場合、あまりふさわしくないのではないかと、思うように思いますし、この時期くらいになってくるとある程度先ほど言いますような法改正の分がどういう風になるのかという事が見えてくるような気がするんですけど、それよりも僕はこれに応える意味としては、むしろ議会は議会広報を持ってるので、議会広報で見解を公表するという事で、公開討論に対する具体的な議会側の考え方、聞かれてる問題についてはですね、具体的に議会だよりをもってですね、見解を公表します、という立場を鮮明にしてですね、できればこれも出来るだけ早い方がいいと思いますので、5月1日に発行する議会だよりの紙面で特集してでもいいですから、いわゆる公開質問状の内容と、公開質問状に対する我々の

考え方というんですか、なぜ議員定数と議員報酬の関係をこう出たのか、という関係などについて、具体的に掲載をして住民の批判を仰ぐ、そして住民の批判を仰ぐのは先ほど言われていますように、いわゆる選挙が最も身近な立場であるという風に思いますから、やっぱり、来年改選になるわけですか、来年の選挙で真意を問うという関係が一番、議会としては当然なのかなというように思うんです。従って、私はできれば、この見解を、けしからん関係よりもですね、真摯に受け止めて、折角まとめてある住民検討会議の関係について、あるいは我々がこう考えている、今いくつか申し上げてきましたけれども、そういう見解については、できるだけ議会だよりをもって、しかもそれは最近の一番早いこれからの段階というものは、5月1日発行の分ですから、5月1日発行の分の議会だよりでもって、この公開質問状に対する回答を行う。そして報酬と定員の1名減とした関係については、提案を本会議でして可決しているんですから、その関係についてはこういう説明をしたという関係で、委員長の提案説明の関係をそこに掲載するという事にして、住民の批判を仰ぐという立場をとってはどうかというような事を今、考えながら、あれこれ実は書いているわけなんです。思いつくままで、書き出してみているわけなんですけれども、ただですね、来年度の4月の選挙というものは統一選挙とされていますが、奈良県下全体では3分の1もないんですね、だからこの関係についてもちょっと調べてもらおうと思ったんですけど、そして他の関係を見ますと、60年間ずっとこの減らしたままの、しかもその見通しをたてながらですね、やってきてるというのは斑鳩町を除いて奈良県下でないという風に私は思っているんです。今、今度の関係でも資料もありましたけど、見てみますと、ほとんど広域市町村圏である7ヶ町の関係について、三郷と河合町を除いてはみな16名になっているんです、人口は全部下回ってるわけですね。そして今回はそういうことが関係がありません、安堵町なんかでも今度12名という事になっています。ところが2名減らせ、という事ですけども、結局8000名に対する一定の関係ですから12名。そして云々となるとそういう面

では決して多いという事ではない、という事で漫然と我々はただお手先を濁すために收拾しようとしてるのではなくて、第一段階として現行法上最低ぎりぎりのところで議会の真意を守りながら対応するためにはこうしたらいい、という一つの考え方を示しながらきていると。そして更に法改正を行われることを期待をにかけているんですが、そうなった時には更にもういっぺん見直しをするというような第2段の構えをとりながらですね、対応していくという事をできるだけ明らかにしながら、ご理解をいただく。あるいは住民検討会議から出されている公開質問状に対する答え方というような事を、考えてはどうだろうかというように私は思います。ちょっと長くなりましたけど。

委員長

ありがとうございます。

そうしましたら、まだ引き続いて皆さん方からご意見を賜りたいんですが、今日はその他にもまだ事案も色々ございますので、ここで一旦休憩をさせていただく事にいたします。3時15分まで休憩いたします。

( 午後3時00分 休憩)

( 午後3時14分 再開)

委員長

それでは再開をいたします。

休憩前に引き続きまして、この検討住民会議からまいっております公開質問状についての、委員皆さんからのご意見、お受けしていきたいと思います。他にございませんでしょうか。三木委員。

三木委員

私の一般質問でもですね、住民検討会議の件について、それから2月24日のここで開かれた、正副議長、正副委員長そして議運のメンバーとの話し合いの件について、内容について私はちょっと質問させてもらいました。そういう経緯もあるという事で、やはり私この24日の議運があった時に、前も話したかもしれません。総務部長がそこ



に居てですね、住民検討会議はどういうお話ですか、と言ったら今までの経緯をお聞きしたいんだという事で、それじゃ結構ですね、という事で和やかなうちにやってくれるものだろうと、結果的にああいう形にならなければいいなという事を思ったのであえて聞いたわけですけど、総務部長もまさかああいう状況になるとは想像してなかったそうです。結果的にはああいう内容のものになって、非常に遺憾だと思っております。その後ですね、皆さんが公開質問状持って来られたんですけど、何か私はその後あるなど、あの時の内容見てもですね、公開討論会開く、住民運動するというような事も言ってましたから、何か動きあるだろうなと思いましたが、予算委員会のあとでこういうものが来たわけですが、これをこうやって見ますけれども、私がちよっと気になるのは、第6問目のやつですけどね、こういうところの中で、町住民から健全な町づくりの将来を託されている議会として、財政健全化住民会議の提言は、議会の意志形成に拘りのない事項と考えておられますか。という質問についても、私たちは全然、住民会議を無視してるもんでもないわけですね。ですから当然、重要でないと考えている。という事は我々、私は思っていないわけです。じゃあ、重要と考えている。のかと、重要と考えているということならば、我々のいう住民検討会議のこの意見を、10名の15%カットにするべきではないか、というように至ってしまうのかなと思うんですけど、私は第6の質問は、ある意味では、なんか私は踏絵をされてるんじゃないかなという気もしないでもないんですね。それとやはり第5にしてもですね、公開討論会、9月末までという事ですけども、さっき小野委員が言いましたけど、この間の24日のような状況というのが私は想像できると思うんです。そうすると、本当に開かれた皆が前向きな討論会となればいいんですが、住民も交えて、ややすると、どうして我々の意見が聞けないんだという糾弾討論会になりはしないかと危惧を致します。そういう意味では、それらの事も踏まえると、この質問状に対しての答えというものは、いかななものかなという風に考えます。一方的な質問じゃないのかなという風に捉えております。

そういう意味では、どうしていくかという事については、細かい事については皆さんまたご意見出していただければと思いますけど、先ほど松田委員がおっしゃられた、議会だよりですね、まずはお応えしていくという事は、第一段階としてはいいんじゃないかなというように捉えています。以上です。

小野委員　　ちょっと質問6について、三木委員は今、ああいう事おっしゃっているんですけど、私はそうじゃないと思う、重要と考えている。重要と考えているからこそ、やはり委員会中心主義という事で、それがいいという事もおっしゃっているから、それをいただいています、5名以上必要やと。今回その5名を減らしたらどうやと、こんなナンセンスなんです。だからこれは、重要と考えているんです、だからこそこういう結論を出してるんです。私らは議論を重ねてきた、もう4年前から委員会のあり方についての議論を重ねてきた、そういう経緯もあるという事で、それを理解できないような人にそんな事、こんな質問されるんですよ、だからこの質問をしてる。これはやっぱり重要と考えている、そしたらなぜ10人にしないんやと言われても、そうじゃないでしょ、私らは重要と考えているから議論したんですよ。だから、そういう意味ですからあまり神経質になり過ぎないように、踏絵とかそんなんじゃないんです。

三木委員　　ちょっとまた繰返すようですけどね、普通にお話できる状況ならいいんだと、間違ってるとか言ってるんじゃないですよ。僕はやってもいいと思ってるんですよ、いいけれども、そこがまたああいうような状況になるんだったらばですね、やはりまた、がぁーっと言ってくるような状況の流れの討論会だったらね。

（「そういう事じゃない、重要と考えている、6です。」との声あり）

委員長 今、小野委員がおっしゃられたのは、質問6で三木委員がおっしゃった事に対してのご自身のご意見を述べられたわけなんですけれども。他に、この公開質問状につきまして、何でも結構です。坂口委員。

坂口委員 私の場合は、今まで議運でかなり議論を重ねてきた事が、これに対する答え、それがこれに対する答えではないかと思うんですね。ですから、これに対する答えどうのこうの、今までの議論の結果を報告すれば、恐らくこれの答えになるのではないかというように考えるんですけど、先ほど松田委員言われたように、議会だより、これを活用するというのは、いい方法ではないかなという風に考えております。

委員長 ただ今、坂口委員の方からも議会広報で、公開質問状いただいた事、そしてそのご回答について掲載していくという方法、松田委員とともにそのご意見いただいたわけなんですけれども、あと、この質問の中身や何でも結構です、そして回答の方法も含めまして、他にご意見があれば、今まだお聞きしてないのが副委員長、お聞きしてませんでしたけど、いかがですか。

飯高委員 以前、検討委員会からの、先ほど話出てましたけども、もう一回お話をされたら、という事で、委員さん方からご意見いただいたんですけど、結局は議会と検討会議、僕はこれをやってる主旨というのは、やはり町の健全化であって衝突、いろんな議論の対決があったとしても、衝突があってはいけないという事で、その方向でお話をしてきたんですけども、今回、公開質問状という形にあっては、やはり誠意をもって質問に対して答えなければならない。住民さんからの思いというのもたくさんありますし、また不審に思われる点多々あると思うので、その辺は詳しく分かりやすいように、住民の方に回答を、よく慎重に整理をして、回答をしていくというのが本意であると思います。公開質問状の形については、先ほど言われましたように、議会だよりで出すという形ですけども、まずもって住民会議の方に、その内容

をまず先に回答を、という事は思います。それだけです。

松田委員

公開質問状で言われている関係について、質問1の関係は、町長も施政方針で言ってるんですけど、やっぱり中・長期的に眺めていく時には、やっぱ、あれでしょうな、結局、基金を取り崩さなくても年度当初の一般会計予算というものが、基金を取り崩さなくても予算編成ができるような体制づくりというのを理念として、僕は賛成だと思うんですけど、そういう立場に立っているという関係というのは、言われているように思うんですよ。これは将来の財政規模というのは漠然とした考え方なんですけどね。検討会議もいっぺん出してもらわな分からんけども、結局、短期と中・長期的な考え、と言われている関係についてはまだ出てないわけですよ。恐らく、4億減らすという関係だと思うけど、結局。22年度という設定の仕方というのは、じっと考えてみると、結局第3次斑鳩町総合計画の関係が、後期の関係を含めると22年ですよ、それ以降の関係は言うてないわけですから、だから一応、今言われているような関係は一つの理念として、やっぱ掲げていくという事になるんだと思います。22年、22年と言っている関係というのは、第3次総合計画を言うてる事になると思います。一つ、それを目標において、ただ、後もう5年間ですよ、だからそんなんではいかんという風に思うんです。

質問2の関係は、直接住民に関係、聞くという考え方、必ずしも大衆迎合するような形のものもいいという風には言えると思うんです、僕は。やっぱり減らせばいいという、あるいは時の流れという関係で出てきてるという事で、こういう事言うてるんだと思うけど、必ずしもその事によって、十分だと言う風に、万能であるという風に言えないという風に、僕は思うんですけどね。

一番議会として、肝心なのは質問3だと思うんです。3の関係は先ほども言ってますように、具体的にですね、将来展望というものを一つ明らかにしてほしいという風に思うんです。ここで言われているように、いわゆる2つの常任委員会持ってる町村もあるやないか、と言

われている、確かにそうなんですよ。ところがね、16名以上の関係のところでは、ほとんど3つですね。議員の関係でも何でも。それ以外の関係で、定員の数が8とか12とかいう関係のどこだったらそういう関係になるところもあるし、ところがそういう関係について、現実にかかっているかどうかというところ、疑問のところもあるわけですし、必ずしも常任委員会というのは形式的の関係で考えればそうかも分かりませんが、斑鳩町のような規模の関係のところは2常任委員会というのはどこにもないと思う。それ以下の関係のところでは、一応持っているけど、実質的にそうじゃないという全員会議で行こうという関係のところが多いため、委員会の持ち方そのものについてはきちとした考え方。当面はやっぱり15必要だという関係について3委員会という事で、ここが中間答申の関係で一番肝心なところですよ、2つでもいいやないかと言うてる、それで検討せい、と言ってる関係ですから、この関係については、先ほど言われている、確かに立場の違い、見解の相違があると思いますけど、やっぱりその事をきっちり言う必要があるという風に思うんですよ。ここは向こうもボケたように、はっきり書いてないわな、ちょっと。

それから、いわゆる議会内部で検討してくれという、中間報告の決定という関係ね、中・長期的な関係というのは、まだ不明確だし、やっぱり全体的にとらまえてやっぱり参考にしながら対応していくという事が必要だろうと、僕は4の関係ではそう思うんです。

5の関係については、多少この、こういう時期にもつという関係についても、永久的なものでないし云々という事もあるし、町の関係というのはお互いの責任の所在という事もあるし、そういう事からして、僕はできるだけ早く、先ほども言われているように、誠実にお答えをしていくと、議会は逃げも隠れもせーへんと、という関係にして公表できる場というのは、議会として出来る場というのは広報しかないと思うので、僕はそれを活用させてもらって、やったらいいという風に思う。

6の関係は、どうなんじゃというところ、結構でございますと。参

考に、今後色々審議する上での参考にさせてもらう、そういう意見は、という事でいい。という事になるんじゃないか、という風に私は思うんです。無視するとは言っていない、参考には十分させてもらうという関係になると思います。

問題は今日までに回答せい、というやつをどう回答するかという関係だと思う。これは誠意の、一つの接し方の問題になると思いますから、その事も先ほど言われてますように、広報で一番早い時期、9月まで待たんと5月にでも発表してしまう、という考え方でいく。それで議論があればまた議論する、次の、また出てくるでしょう、恐らく。我々はその時は議運でないかも分からんしな、非常に曖昧になってしまうんで、そんな風な事を思います。

小野委員　それで、私は網羅されたように思います。そのような回答だけで十分だと思います。一番ポイントになる質問3については、松田委員もおっしゃったように、この前の意見交換会では、私は十分説明したつもりです。だけど、それは分からん、分からんって一点張りです。だからもうそれで、そしたら公開討論会云々とか住民運動とかいう事を発言されたから、やってもらいなさい、と言っただけで、そしたら話し合いはこれからどうする、持つねやったら持ったらよろしいですよ、話し合いですよ。だけど議会としては、粛々とこの議案を進めていく、今までの議論してきた中の集約として出していく、この事を止める権限はあなた達にはありません、はっきり言って。だから今のそういうような回答で、私は十分だと思います。この事に対して、一つずつ答えていくとしたら、私は当初言いましたように、答える必要ない。こういう人を相手にする必要ないという事は、言うてください。だから、皆さんでこうして話をされるんだったら、そうしたらいい。それとちょっとさっき、お聞きしたんですが、何か提出されて、事務局を通じて回答くださいとかいう事で、何かそれもちぐはぐだなと。当初に私が述べたように、事務局どれ位関係してるんやと聞いたら全然関係してないと。だけど議長がお受けしたら事務局を通じてくださ

いとかね、全く意味を分からんとやっておられるように思ってしまう。この事を新聞社にも言いたいくらい。改めてそういう人に、私も今までから色々経験してますから、それは議運の中での意見として、発言しますが、議運としての回答は松田委員がおっしゃってくださった分で賛成します。私の心の中にはそういう事はきちっと持ってます。小野隆雄個人としてはあまり、何という事だという事でね、全くもう憤慨してます、以上です。

松田委員　だからね、いずれにしても、これにあるように、議長と委員長宛に来てるわけやからね、だから僕ら色々意見を言いますが、やっぱり委員長まとめて、できるだけ、飯高さんやないけど、やっぱり誠実に答えるべきものは誠実に答えていくと、気にいる、いらんは別の話や、だからそういう事に、議会というのはそういう対応とるべきだと思いますから。そしてできるだけ、先ほど委員言われてるように、議会全体の意思として出すなら、そういう事にして、文責その他の関係も一にしてやっぱどっちにしたって、議長になるのかあるいは委員長の判断になるのか、お世話願わんなんと思うけど、議会だよりにしてもね、だからそういう関係についてはあんまりスペースの関係を気にせず、今までのような、ちょっと今まで簡単すぎるあんなものは、委員会報告の関係も。だからああいう格好では意味がないので、本当にやっぱり委員長報告の関係を、今度その間、最終日に議案提案してくれると思うけど、その時の関係というのはこれは別の関係になると思うからしてもろて。やっぱりきっちり答えていくという事だけしといてもらわんな、気にいるとかいらんとかの話を出すべきではないわな、あんまり。

委員長　そうしましたら、広報の方で、公開質問状という事をおっしゃっておられるという事もあり、議会広報の方で質問と、そして回答についても、議会の方での取りまとめをした回答を載せていくと、それにつきましては、この質問状は、議長並びに私、委員長宛にきております

ので、また、まとめの方につきましては、議長と相談をさせていただきながら、ただ今いただきましたご意見で議会広報の方へ載せさせていただくようにしていきたいという風に思います。今、議会広報の委員長も傍聴に来ていただいているので、今の議論を聞いていただいていると思いますので、次の広報委員会の時にそのように、また委員会の方で私の方から発言をさせていただきたいと思います。

回答につきましては、直接、この検討住民会議の方への回答というのは、今、お話聞いてたら何か二通りあったと思います。議会広報に載せるだけでいいというニュアンスの方と、それとやっぱりこの、住民会議の方たちに用意が出来次第やっぱり回答を出した方がいいのではないかと、という二通りのニュアンスがあったという風に思ったんですけども、それについては、もう、議長と私の方から一定、文書がまとまった時点で、とりあえずこの検討住民会議の方のほうへご回答を出すという事で、ご了解いただいといてよろしいですか。

小野委員。

小野委員 その事も含めて、先ほどね、何か事務局へ回答してくれたらいいで、とおっしゃったみたいですので、その、真意が分からないんですよ、私としては。そうして公開質問状、新聞社にも連絡入れて、何かニュースの方へも出ておられたという事なんですけど、公開質問状を出す事によってね、ほんまに質問しておられるんだったら、この前の時でも話わかるんですよ。それをこの、読売なんか見たら、何この、どう言うてはんのかなと、情けない。記者の記事ですから言いませんけどね、何かその、もうおかしいからね、もうお任せしますよ、内容的については。ただね、先ほどね、相手の事を考えて、相手が納得せーへんか分からんような回答はやめてください、毅然としてください。相手が何を言うてるか、この議案もこうして取り扱うという事を決めた、毅然として取り扱うという事で。相手がこういう行動をしてきてる、私は、あまり言うなど、さっきそのように、私自身もそう思いながらも言うてるんですけど、相手にする必要ないという相手なんですよ、は



っきり言って。だけど、その相手にする必要ない相手なんですよ、こういう公開質問状出してきて、何を目的で言うてはんのか。これもう完全に、あの時も言うてはった、もし、侮辱されてるんやったら訴えてくれてもいいと、そんな言葉先に吐いて、もの言うような、話し合う意味がないでしょ。ほんまに情けないという気持ちしかなかったんです。それに迎合していくような議員もいてるから、私はね、声あらたにやってるんですよ。そこまで言う必要ないやん。だから、毅然とした、議員として自分らは住民の負託を受けてるんや、というその自覚を持ってほしい。このこういう行動に対して、毅然と扱ってほしい。町長自身もそういう事を言うておられるんですよ、これで、はっきりと。委員会で私が、常任委員会で言った、議事録見てください。だから、議会はきちっとやってもろてます、という事で、私はそう思ってます、という。だからもうそういう形でね、今確かに二人の委員さんで回答をすぐ出して、この方という事で、まとめて。だけど私は今思うのは、20日というのは向こうが指定された。議会運営委員会で議長は一応議論しますと、議会運営委員会で議論した結果を、というのは、議会としてのまとまった意見というのは、今度の次号の議会だよりに掲載します、という事の返事だけで先方へ、今回、議長名なり議運の委員長名なりにすればいいんです。先ほど松田委員がおっしゃっていただいた事を急いで出してするより、私は、この公開質問状に対しての答えはそれだけでよろしい。答えというのは、今日の結論はそれだけですから、内容については議会だよりで公表しますので、という事でそれで事足りる。その内容を前もって質問に対して出す必要は、私はないと思います。結構です。

松田委員 僕は、小野委員と同じ考え方をもちますね。20日までに返事せいと言われてるから返事はせんなあかんわな。その返事の仕方としては、公開質問状に対する議会側の見解としては、いわゆる議会だより、広報5月号、48号、5月1日付け、でもって発表します、見解を明らかにしたい、という関係のうちのお答えをしといて、そして広報に

書く。広報で見解を明らかにします、という事だけを報告というのか、せんらんとする。そうでないと間に合わへん、今のところ。今日、新聞見ただけやけど、20日までに返事せい、20日に会議ある、その日に答えとして、これもまた出さへんだら言わはるようなところ、やいやいやいや、いつ来れんのか、誠意ないとかという、こういう形で公表させてもらいます、それをもって回答にかえるという感想を持っています、という関係で処置されてはいかがでしょう。そしてまた意見があれば、必要なら聞かせてもらって対応するという事にさせてもらったらどうですか、と思いますけどね。それでもう結局回答しといて、9月までいくよりも5月の方が早い、より積極的に答えようとしているですもんね、そういう事の方がいいことない、と思います。そうしやんな、今日、明日にまとめるというのは、まとめるのも大変なことや、これは。ちょっと普通のスケジュールと違う、飛び入りみたいな気になって。広報で扱うのがいいと思う。

小野委員      それが機関としての正式な態度です。

（「と思う、僕は。」との声あり）

小野委員      この質問状が来た経緯から考えても、持ってきて、そういうのをやる意味ないんですよ、という事もしっかり認識してもらうためにも、私らは議会というものが、こうしてきちっと議論してますよという事で、そうすべきです。

委員長        特にこの問題につきましては、議会という機関で意思決定をさせていただいた。その事についても十分ご理解をいただく。合わせて、こういう公開質問状をいただいた事も公開をしながら、より多くの町民の皆さんにご理解をしていただくという事もあわせて、議会として公表をする。それについては議会広報が最も、何と言うんですか、皆さんに見ていただける、本当にいい手段であるという事については、

私もそのように考えますので、ただ今お二方からご意見いただきましたように、まず公開質問状を出された皆様方には、議会として次回の広報で公開質問状をいただいた件を併せて、回答についても公表をさせていただくという事で、速やかに回答をさせていただくと。その内容の回答については、次の広報の方で、ちょっと編集、特集になるのかどうなるかちょっとまた文章量考えないといけませんが、またこれからちょっと頑張りますけれども、そういう風に議会で色々議論された内容が十分、町民の皆さん方に伝わるような内容を掲載できるように、私の方も努めていきたいという風に考えますので、そうしましたらそういう結論でよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。そういたしましたら、1. 協議事項の③につきましては、ただ今申し上げましたような形で整理させていただく事と致します。

それでは(1)平成18年第1回斑鳩町議会定例会については、以上で終わらせていただきます。

次に2. 継続審査についてを議題といたします。これは、町議会の財政健全化と議員定数について、という事でございますが、本日、実は、今日のレジメには書いていただいてませんけれども、すいません、以前にですね、3月、4月やったかな、で任期満了になる附属機関が4つございました。そしてその4つの分につきましても、これまで財政健全化の問題について皆さん方にご議論いただくについて、附属機関へ議会から委員を選出する事については、いかがなものだろうと、いう意見が以前よりずっとこれまでございましたし、その事については、その都度検討もしてきた、というのが現実ではございますが、この際ですね、色々意見をいただいている案件でもありますことから、この議会における附属機関等への委員の選出、そのものについてもご議論をいただいた上で、今度、3月で任期満了になりますのが、表彰

審査会委員、そして社会教育委員、それと廃棄物減量等推進審議会委員、4月30日で任期満了になりますのが、青少年問題協議会委員、この4つが3月、4月で任期満了になるという事で引き続いて議会での選出について、皆さん方にもご意見をいただいた上で、引き続いていただくのであれば、また全員協議会の方で、議長の方から諮っていただくという事にもなると思います。大変申し訳ございません、その事が一点と、それともう一点、今日、資料の方、お手元に配らせていただいていると思うんです。それについて、事務局の方から少し説明をしていただきますので、資料の方もご覧いただきたいと思います。

事務局長 ( 資料説明 )

委員長 ただ今、資料につきまして事務局の方から説明をしていただきました。これらにつきましては、現在の状況報告という事で提出をしていただいておりますので、今日のところは内容等見ておいていただくという事で、皆様方の方へお渡ししているという事でよろしく願いいたします。

それでは、先ほど申し上げました、議会からの各附属機関等への委員選出についてでございますが、本日、この基準の表つけていただいていると思います。この表で、先ほど申し上げましたように、表彰審査会、青少年問題協議会、社会教育委員、そして廃棄物減量等推進審議会ですね、こちらの4点が3月、4月で任期満了になります。委員の選出について、それと附属機関への選出もあわせまして、一定の整理をしながら、この次期委員についての選出を決定したいと思いますので、皆様方からご意見をいただきたいという風に思います。いかがでしょうか。

小野委員 なぜ、こういうところへ行くのかなという事も今まで慣例やったから、この際もう、もう少し大きく、ざっと、行かないというような意志表示ができるものはやっていったらいいかなと思うんですが、それにつ

けても、一つずつ検討を加えていかなければいけないと思うんですが、どうなんですかね、一つずつの検討を加えていくのでは、2月24日に確かにこうして出していただいております、時間がないから次でも出来るやろというような事、言ったんやけど、もう今まで忘れてしまってたんで、申し訳ないんですが、ものすごく乱暴な意見として、先ほどこから色々財政的な事もありますし、また議員がこういう附属機関とか委員、必ずしも行かなくてはいけないものか、むしろ以前の保育所運営委員会ですか、等のこともありますので、そこらで一つ線を引いて、何も議員としてそこらへ行く事に対してはやぶさかじゃないんです。議員活動の一つとしてやっていると。先日も、報酬の方へ戻りますけど、議会をもっと開いた方がいいの違うか、日当で計算したらすごい金になりますよ、というやみも聞いてますので、こういう委員会も出てますという事で言えるのかなと思うんですが、ざくつとね、条例とかで決まってる分についてはこれは仕方ないと思いますけど、行く必要ないというような形で、やめていく方にしてもらいたいなど、そのように意見として言わせてもらいます。

委員長

ただ今、小野委員からもご意見が出てましたように、これまで既に、今まで行っていたけれども、議会から行かなくなったという委員会っていうのはあるわけなんですけど、どちらにしても、そこから逆に今度は議会の方へあがってくる、そこで審議されたものがまた議会へあがってきて、議会で、今度私たちは議決機関としてその議題に関わっていくわけなんです。そういう事から、保育所などは、保育料が以前は条例化されてなかったんですが、これも議会の中で保育料について条例化すべきだという事で、条例化したことによって、逆にじゃあ、その保育料を決定する、保育料についての審議をする保育所運営委員会には、もう議員は送らないでおこうというような事になって、これまで保育所運営委員会に参加を、選出をしていたのを、保育所運営委員会の方に議員を送らなくなったというような事もあったと、私は記憶してるわけなんですけれども。そういう事も含めまして、これまで

にもこの委員会に議員を選出するという事はどうなのか、という事など、結構その時その時にいろんな意見が出ておったとも思うわけなんですけれども、本日は皆さん方から更に忌憚のないご意見をいただきながら、一定の取りまとめをしたいという風に考えているんです。どちらにしましても、4月中に議長から諮問された内容につきまして、私の方で答申を議長の方へ出させていただかなければならない中に、この問題もございますので、今日は一定の取りまとめをしたいとは思っているところですが、ただし、これから町の方もたぶん、この附属機関について今後、委員の数、議会でも数がどうのこうの言われている位ですので、性質が似かよった委員会であるとか、そして議員数はどうであるとか、そういった事も含めて町の方もこの附属機関について、色々たぶんこれから見直しをかけていくのであろうという事もたぶんあると思うんですが、その事も踏まえまして、議会としてここに挙げさせていただいている委員の選出について、本日はできるだけ皆さん方にご意見を出していただいで、一定の方向を出したいという風に考えておったわけなんです。他にご意見ございましたらお受けしたいと思っております。

松田委員。

松田委員 僕はね、こういう委員の関係ね、むしろ報酬のあり方やな、報酬のあり方について、まず検討したらどうなんかなという気がする。とにかく議員で委員会に出てる人の関係ね、同じようにもろてるわけやな。だからそういう関係について、もう少し考え方を出したらどうかなと。そういう為の手立てを講じてほしいなど。数では各委員会の委員の数とね、それから適用いわゆる報酬などの支払の適用になってる分と、なっていない分の関係やけどね、この頃、公務員の関係というのは地方自治法でも決まってるねや、という事で入れてないという事で、この間みたいに、国民保護協議会の関係とか16名と言ってるけど、金払うのは3名やと、3名しか予算組んでないわけですよ、そのような関係、防災の関係も一緒ですわ、防災委員会もね、あれは余計はな

いんです、あの関係は。ところが18年度予算、特別にあるのは各委員会委員の数と予算との関係が必ずしも合っていない関係があつてね、この委員の数もいっぺん書いてくれよと言うたんねんけど、議員の数やけど、定数を書いてくれよと言うたんねんけど、それとこの報酬の減額対象なってる分と対象なっていない分と。ところが、これは報酬の対象になってる分だけ書いてあるけど、例えば社協の理事なんかは無報酬やな。議会でいってるけれども、無報酬や。そして、同じように行ってるけれども、常にホールの関係はやで、社団法人、法人の関係や、ホールの関係はいわゆる9,000円や8,000円の関係ではないわけや。もっと減らしてしもてるわけや、3,000円に、早よに。だからその、そういう風な格好になって、かなり中身の関係というのは違うと思うんや。だからそういう意味では、とにかく議会の関係というのは、僕は欠員のままでいいと思うねけど、決まるまではやで。ところがやっぱり報酬の額を、いわゆる非常勤であっても議会の関係なんかについては、カットするような考え方を出した方がいいような気がするんやけどね。それと合わせて、委員の関係の数、検討せいと言うてんねんけど、検討せいと言うてるだけやな、中間答申でも。報酬は見直せというてるわけや、何%減らせと。これも荒っぽい言い方してんねけど、だからその事をちょっと合わんけども、だからそういう意味で、僕は報酬の関係については確かに疑問があるし、報酬も何ももらわんと参加してやれ、というのだったらそれはいいと思うんやけど、報酬もらうという関係については一体どうなんかなというように思うんや。それで、例えば町営住宅の入居者選考委員会ね、これもう時期あるねと思うわ、もう時期。そしたらね、議会の関係中心や、各委員長出る。それで、建設の関係の委員長が委員長の手当受けんねや、わしら8,000円もらうねや。2時間程もかからへんねや、ほんまにな。こんなもんやめときや、といつも俺は言うねや、僕は。ところが、これ、今あんねん、これ。議会4名と書いてるやろ。これほんでいつも、あとね、民生委員から2人出てるだけや。川口さんと名前言うたらあかんか知らんけど、6人ほどで審議、もったいないしな

と、思うんや。それでね、わしら金要らんへんと、委員長も決まったんねん、委員長やるというの、議会の担当所管の委員長、そしたら委員長手当は別や、というようなことで、ちょっと検討したらいいんと違うんかなという感じがするんや、ほんまのとな。そういう意味で、僕は数、こうして出てるけど、数が問題なんて言うよりも、議員が出てこんだけの報酬を受けてるという関係について、いかがなものかなという関係がしてんねんけど、そこらの分を含めてやけど、この間総務部長にお聞きしたら、報酬審議会の委員会を6月頃開くと言ったかな、6月頃開いて10月頃には答申もろて、来年度から決めていきたいというような見解を、一応のスケジュール的な見解として、町長から言われているんやけど、それまでだったら今年一年なぜ貰うということやな、まあ言うたら。来年新規、新しい議会になってからの途中で実施する事になるんやと思うけど、そういう事にあるんで、その間一体どうなんかなという風に思うんやけどね。だから、あまり考えてへんやないかと中間答申で言われてるさかいに、出来たるさかいにそのままいけ、というのやったら別やけど、そうでないなら、この辺をもうちょっと考えたらいいいんちゃうかなという感じもすんねけどな、なんかいい方法ないかな。

僕は選ばんと、任期くるまで欠員にしとけと思うけどな。そら確かに乱暴かも分からんけど。せめてその間の報酬だけは、もうちょっと軽減できるような方法、常勤の関係の、地方公務員の常勤の連中は職員はみんな対象外にしてるわけや。我々も対象外にせいとまでは言わんけど、半額なり何なりにするとかいうこと位の関係したらどうやろと思うんやけどね。そして、正規に胸張って委員会に行くんなら行くという事にせんとやで、何でもかんでも手挙げて行きたがって行くけど、俺はそう思うんや、僕はやで、個人的には。やっぱりこれの、ほんとに専門的な知識を持ってるとか、能力そのことであるとか言うなら別やけど、そうでないのにな。それで希望者手を挙げてくださいと言って、手挙げて行かすと、そんな事してるさかいに、これ、だんだん言われてくるんやと。やっぱり身の程をわきまえてしていかなあ



かん。

委員長

ただ今、委員からも、ご意見いただきました。私自身も介護保険運営協議会に行きまして、色々意見言うんですが、結局最終的に会長が今回でも、もう里川さん、議会でやっとなはれ、議員さんやから議会でやっとなはれ、とぼーんと蹴られてしまって、せっかくそこへ行っていて、そこで議論してもらお思て言うてんのに、そんな事になったのが、私今から考えたら、それやったらもうかえってその中へ入りにいかん方がいいのかなっていう風に、自分でもすごく感じたんですね。せっかくそこで議論していただこうと思って入らせてもろて、一生懸命やっててんけど、何やったんかなと思しながら。町の執行部の方の附属機関に、やっぱり議員が行くという事については、小野委員もおっしゃってたように、原則的にはやっぱりあまり好ましい事ではないだろうなという事も感じてますし、やっぱりできるだけ、よっぽど法律などで定めのあるものは別としても、ちょっと考えるべきかなっていうのも、私今回、ちょっとつくづく自分も感じたところだったものですから、今日、皆さんにご協議させていただく中で、どういう意見が出てくるだろうかと思しながらしておったわけなんですけど、どうでしょうか今、乱暴かもしれないけれど、そのまま任期満了になった後、そのままにしといたらどうだ、というご意見もあったけれども、それはちょっとやっぱり一定の方向も出さないといけないなという事も思いますし、この中でもとりわけ表彰審査会委員っていうんですか、斑鳩町、これあの、議会から議長及び副議長とするのを例とするという事で書かれているものもあるんですけれどもね、議長って指名されてるものと、議員の中から選出というものもありますので、上位法との関係が私自身もちょっと十分ではないんですけれども、先ほど言われました町営住宅入居者選考委員会なんかでしたら、ほんまに議会が主になってるみたいな、議会から4人も出てね、他からえろ出てはれへんというような、そういう委員会っていうのもどうなんだろうと、私もちょっと今、心配だなと思しながら、そんなん議会で選考してん

やん、みたいに逆にね、思われるという事についてもどうなんだろうという心配はあるなど、今思ってたんですが。

松田委員 昔はね、例えば町営住宅入居者選考委員会の関係は、住宅困窮して  
る状況の中では、約束としてね、議員が入ってきてうまい事した方が  
よかったんや、まあ言うたら。議員というのは、議会の関係の常任委  
員会あっても、厚生常任委員会が一番よかったん訳や。議会としては  
色々面倒見て、支給対象としたらいいわけやから、そういう意味では、  
厚生常任委員会、どこでもそやったわけやな。入りたかった。ところが  
財政でごちゃごちゃ言うところはみな嫌がって引上げたもんや、ほん  
ま。だから、住宅の関係でも、公平にみな入れる為にとというような  
事もあったけど、皆入りたかった、議員に言うような時期がある。と  
ころがそういう事から、そうかと言って、えこひいきがあってはいか  
んという事で議会が入れとなった事も事実や。そうすると各常任委員  
長がみな入ると、そこで決める。選考するんならいいけど、選考一つ  
もせーへんねや、でけへんねや、選考。そして結果的には申請して受  
理して受け付けたものをみな考察してください、それで、いわゆるあ  
みだくじ引いて、当たった者が当たったという事を確認するだけのことや。  
そして、色々議会で、委員会で申請こんだけしましたと、これは4人  
家族で、どうのこうの、身体障害者で給料これです、と聞いて聞くだ  
けや。みなこれ、住居の困窮者の関係にみな該当しますと、そうかと、  
それだけのこっちゃ。そのうち誰を入れることにしようかという、権  
限はもってるけど、よう決めやんねん。そんなんやったらくじ引いて  
もらえや、となる。それ決めるだけのこっちゃ。くじ引く時に立会い  
するねやったら委員長行ってもらわんな、委員長行くだけのこっちゃ。  
それは手当あんのかどうか知らんけどやで。それで決まりました、と  
いう事で決まったという報告を俺らが受けるだけのこっちゃ。実際に  
選考とって、選考をせんと当選制にすると、あみだくじ引くんやと  
いう事を決めるまでの過程として使われているだけや、2時間半ほど、  
長くて。何か言わなあかんから言うてんねんけどやで。やめてくれよ、

こんなもん、と言うてんねや。もったいないだけやでと。しかも委員長手当までもろてや。わしらかて手当もろて、委員としての、行くわけや。そなんほんまにもうやめてくれと俺言うてるわけや。これからそなんねや、今まで委員長やったさかいに、もう時期これ、今募集してるもんな。ほんまにそう思うで。来いと言うたら行くやないかと言ってる、金くれんでも。金くれたら行きたないわと言てんねや。ほんまのどこ。そういう委員会もあるという。検討会議でも検討します、検討します、と言うねんけどね。この入居の関係でも、一年間位権利をもたせよというように、資格の、というように言うてるんや。ところが、どこの何号棟の何番という関係で抽選をするもんやさかいに、該当する人とせん人が出てるからあかんのやと、中身やと言いよるわけや。ところが、補欠といっても何も値打ちないんや、言うだけで。何も補欠当たって何もなし。いい家当らへんのやさかい。そういう関係の失態になって、こんなもんで、本当に議員なんか入らへん方がましやで、ほんまに。もう抽選なら抽選すると言う方がましやで。入居者選考委員会とずっと書いてあるやろ。ちっとも選考してない、いっぺんもした事なし、できへんのやから。だから、こんなもの、ただで金もらっているようなものや。そういう意味では、自分が入ってるから言うんや。

委員長 色々もっとどんどん意見出していただいたらいいと思うんですが、差し迫っては今言ってる4つの件もありますので、今度、最終日の全員協議会で、この任期満了になる分についてどうするのか、という事については決定しないと、3月の分でも3つありますしね、4月は1つですけれども。

松田委員 だから僕はやっぱり、議会というのは出さない、好ましくないという方針出すと、もう出さないという基本的な絶対的な立場をとると。強いて必要という事であるとするならば、同じ非常勤の特別職だったとしても、報酬については、一般の人と格差をつけるという事を前提

とすると、それらが決まるまでの間は保留しとく。それで、審議会でそういう方向などが決まった状況になったらそれを見て、改めて参加するならする、という格好の方が俺はいいのかなと。法的に取得というのか、法的にそういう事を決めてあるものについては、もうそれは仕方ないさかいに、法改正する以外にしゃあないんやから、それはもう一応そういう事にして入ってもらう、という事にせんならんと思うわ。僕はそうせんとね、今の関係というのは無意味やと思う。社協なんて色々仕事あって、そこの理事なんていうのは結構なにしてるのに、無報酬というのは確かに、それなら他にもそうすべきものはいくらでもあるわけや。僕らみたいに無理にもろとくべきって言われて住宅選考委員会で入るねんけど、これもいい加減なこっちゃ。なりたくもない社協の委員は決まったんねやさかい。そういうような関係もあるから、やっぱりいつまでも引き延ばしていく事がいいというより、結論出さなあかん事は事実であるし、これはやっぱりそういう意向というのはきっちり言うて、改めるなら改める。これも10月頃になると、19年度から実施と言うんやさかいに、19年度からしたら、任期中の関係でいかなあかん。報酬だけやったらできるわな。俺は入らん方がましや。

小野委員 この4つの委員で、条例等で必ず議会がいかななくてはいけないというような、内規とかそんなんは、決まってるのはどれですか。事務局の方で分かる範囲で。

事務局長 一番最初、上から3つ目、表彰審査会ですけども、これは学識経験者という事で規則で決められてます。選考の方については議長、副議長という事で、今までそういう例できていただいております。中段から下ですけども、青少年問題協議会、これは条例で町議会議員、条例で決められております。それから社会教育委員、これについては学識経験者、内規だと思っておりますけど、条例規則の方にはこれはありません。減量等推進審議会、これは規則の方で町議会代表という形で決

められております。

松田委員 報酬もろてない人もあるな、出てない分でも。社協なんかはないんやろ。

(「ないです」との声あり)

松田委員 ここに、社協理事という事になってるけどやで、これ確かに、

委員長 暫時休憩します。

( 午後4時22分 休憩 )

( 午後4時27分 再開 )

委員長 再開いたします。小野委員。

小野委員 今、局長の方から規則ないしは内規で、という事ですので私としては、これはもう、議会運営委員会で皆さんの同意を得られれば、議会から各種委員会にいかないということですから、そのままという事で後任者を選出しないという事でいく方がいいんじゃないかなと思います。そして、条例で制定されてる青問協につきましては、どういう形をもっていくのがいいのかなと今思ってるんですが、条例改正ができるまでは、やはり選任していかなければいけないかなと思うんですが、それについても条例で決まってるから、という事でいくのではなく、今回、先ほどからも松田委員おっしゃってるように、欠員という形がとれるのかどうかという事で、あとの後任者を選ばないんですという事で、処理も可能かなと思いますので、そして4つの委員が今後の事も踏まえて、もちろん青問協の条例は改正に向けて研究していくという事も、今後の課題ですが、そのように対応していく方がいいんじゃないかなと、意見として。

委員長 　ただ今、小野委員から意見をいただきました。各種審議会等への参画は原則的に止めるべきというご意見でございます。そして、今、問題になっております4つのうち、規則、内規などで定められているものにつきましては、いかないでもいいだろうと。そして青少年問題協議会については、条例で定められているが、それでも欠員という形をとれるのなら、これも選出をしないでいく方向でいいのではないかと、という事なんですけど、ただ、条例で決まっているのにこちら側がそういう風にした時に、条例を持つてる側の行政が、それでうまく処理ができるのかどうかという心配がちょっと私の方も今、感じているわけなんですけれども、それについてはどうやらな。

事務局長 　各委員会で委員の総数が、ある程度の人数がおられるところと、少数でやっておられるところがありますので、その中で議会の方でいただいている人数が多いところやったら、その委員会運営の方に影響してくるんじゃないかなと思うんですけど、欠員という状況でご意見もいただいておりますけども、それでいけるのかどうかというのは、その委員会の方に確認させていただかないと、すぐに回答しにくいという事です。

委員長 　局長から説明のあった分につきましては、例えば町営住宅入居者選考委員会だったらそういう事になると思うんですけども、今出てます青少年問題協議会というのは、委員数がたくさんあって、学校の先生とかほんとにいろんな方が入っておられますので、全員が揃いますとこの席で足らんような状態で、たくさんおられまして、それを3つの部会に分けてるわけですので、もし、議会から送らないという事になっても、委員数は一定の数はあると思いますが、ただ条例上、条例にきちっと書いてあるのに、その対応をとらなかった場合にどうなのかという、そのこのところだけが、私は少しちょっと心配してるところなんですけれども、これについても、更にご意見があれば。松田委員。

松田委員 青少年問題協議会の関係は、今のある条例と規則の関係というのは、僕がいてる時に作ったんですわ、作り直したんや。3つの部会はあるんやけども、それについて、議会はどこどこで入らなあかんという規則はしてなかったと思うんや。一つの権限だけ、総務やったかな、僕が入ってやってて、あとの関係というのは学校の先生やったわ。ところが、この青少年問題協議会の関係についても、非常に難しい、難しさがあるんや。学校の関係という事で校長という事で、各校長来るやろ、代表という事にしたりして、指導主事か指導なんかと言う、

(「生徒指導です。」との声あり)

松田委員 という関係の先生がみな来ると。ところが校長先生が来とったらよう言わんという関係があるしな。夏休みでなかったら開いても来ない、来れへんと、学校の関係がある、というような事でなかなか数はあるんやけど、揃わへん。それで、各部会があつて部会をほんまに開いてやってくれたらいいんやけど、やってくれへんねや、という事で青少年問題協議会の関係も名前はいいいんやけど、なかなか運営として、だから夏休みと冬休みの間の夜の巡回したりなんかして、もう委員の任務終わりというような格好じゃ、まあ言うたら。ジャスコちょっと見に行ったりな、あるいはちょっと駅前行ってみたり、あるいは夜、皆たむろしそうな所へちょちょっと2回ほど行くとかいうような格好で終って、ほんまに機能せへんねな。こんなんであかんなど、色々言うんやけどね。この関係については、ここの関係にあるような委員、みな入ってるねや、それぞれの人。社会教育委員が入ってるし、民生の関係、婦人会、それからみんな入っている、各代表みな入ってやるようになったんやけど、そこらあまり機能しているようには、ありきたりの関係。行政側もあまりいいとも言えない、教育委員の所属になってみたり総務の所属になってみたり、ころころころころ変わってる、これも。その都度その都度によって、という関係で一つも定着せへ

んのやわ。という関係があつて、組織改正をして色々やって常任委員会と分科会という色々したんやけどどうまいこと機能しない。やっぱり学校の先生というのは忙し過ぎんねや、こういうとこ、よう関与できへんねや。校長先生出てくる時に、その同じ学校の生徒指導の先生、えろ言われへんしな。先生に睨まれるもん、余計な事言うなと言われて。ところが、だんだん数が多いために、生徒指導、それでも結構。確かに、それで議会もたまたま3名、各員会、3つの委員会に一人ずつ出してもらうという事を決めたんやけど、今やったらこれも議員の中からという事になってとにかくこういう会をもったらみなこういうとこへ、そこへ委員会が入るようになって、どれもこれもみな入ってるさかいに難しさがある。今やったら青少年問題協議会、休みに入るから何かあんねやろ、また行事。

(「あります。」との声あり)

松田委員 と思うわ。ティッシュ配らんなん、どっか出て行って配んねやろ。

(「各部会が議会終わったらすぐに部会が行われますし。」との声あり)

松田委員 啓発部会みたいなこっちゃろ、やってるの。各部会毎にそれぞれの補導なり、同じようにしてるというわけでもないんや、必ずしも。

委員長 そうしましたら、どうでしょうか。今、条例に書かれている青少年問題協議会についても、そしたらもう選出をしないという方向でよろしいでしょうか。条例なんでちょっとそこが、私も気になってるところなんですけど。小野委員。

小野委員 私も先ほど条例でという事で、あまりこちらから行かないというのは、赤裸々に出すのはちょっと問題あるかなと思うんですけど、それ



も含めての欠員という形を将来、その条例改正をせんなんような状態。規則も同じ事なんですよね、ただ、議会が議決するかしないかですから、規則の改正については、担当常任委員会でも相談してもらって、改正してもらおう。どちらにしても議会の同意というか理解が必要。その議会が財政的なこと、いろんな事を考えて委員を送らないというように議会運営委員会で一応決定なった事を、議長からね、そういう事でいけば、何ら私は。委員長が条例やからと言うてそこに拘っておられる事に対して、あまり問題は僕は生じないと思います。これは宿題であったし、あまり乱暴なやり方かなと思いますけど、一つの議会としての姿勢を示すために、またこういう審議会、委員会の整理をしてほしいという事を申し入れてるし、その一面でやっていくべきかなと。ただね、先ほど、それより他のね、今の青問協については、私も何回か行った事ありますし、人数たくさんおられる事は分かってますねけど、他の表彰審査会なんかでも、これ、議会から2名ですやろ。他のこと考えたらもう2名いなくなったら、それこそほんまの、おられないように思いますしね、そこらについてもやはりどうなんかな。これはせやけど結論を早く出さないかん事なんですけどね。ちょっとそこらも調査してもらって、乱暴なやり方というのもあるやし、そういう事も次の方に込めて、今回だけ選考しとくという事も一つのやり方かな。この議運ではね、ですので、そこらで判断してほしい。

松田委員 ちょっと聞かせて。これは何か、ここに書かれている各委員会は、委員会に任命されているから報酬あるという事でなしに、出席したら、だけやな。

(「出席です。」との声あり)

松田委員 出席せへんたら、報酬はもらえへんわけやから、日当はな。そうすると、欠席も何も一緒やわな、結果は。

委員長

どういたしましょうか。  
会議を18時まで延長いたします。  
暫時休憩します。

( 午後4時41分 休憩 )

( 午後5時00分 再開 )

委員長

再開をさせていただきます。

休憩前に議題とさせていただいておりました、議会における附属機関等の委員選出につきましては、原則として執行機関の各種審議会等への参画は止めるべきであるという考え方に立ちまして、今回の任期満了に伴う委員の後任を選出しないという方向で、取りまとめをさせていただきたいと思えます。議会運営委員会といたしましては、議長への答申を行う際にもこの事を明確に書かせていただきます。なお、執行機関におかれても私たちは各種審議会等の附属機関の見直しなどもするよという事も申し上げておりますので、今後執行機関の方も、そういう事で議会の意向を汲んでいただき、見直しをしていっていただくように申入れをしたいという風に考えます。

他にご異議ございませんでしょうか。よろしいですか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。そういたしましたら、次期委員選出についての取りまとめを終わらせていただき、最終日の全員協議会では、ただ今の議会運営委員会の取りまとめをご報告させていただきます。

そうしましたら、2. 継続審査については、本日はここまでとし、次回4月のできるだけ早い時期にもう一度議会運営委員会を開催させていただきまして、これまで他の項目でも委員皆さんからいろいろなご意見をいただいております件につきましても、最終的な取りまとめをさせていただくようにしたいと思っておりますが、よろしいです

か。

( 異議なし )

委員長 そうしましたら、次期委員会につきましては、議長の日程なども調整いたしまして、皆様方に改めてご案内をさせていただきたいと思えます。そして、この件を含めまして、閉会中の継続審査案件として別紙のとおり議長宛に継続調査の申出書を提出してまいりたいと思えますので、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。議長には手続きの方、よろしくお願いを申し上げます。

2. 継続審査については以上で終わります。

次に、3. 次期定例会等の日程についてを議題と致します。

まず、(1) 臨時議会の日程についてであります。例年5月には臨時議会を開催し、議会の役職等の改選が行われることとなっておりますので日程についてご意見をお聞きしたいと思えますが、まず事務局のほうで理事者側との調整などの日にちがございましたら、お聞きしておきます。

事務局長 ( 説 明 )

委員長 ただ今、局長の方から説明がございました、例年、5月10日前後に臨時議会を開催しているところでございますが、5月11日(木)ではどうかということですが、委員の皆さんのご意見ございますか。

小野委員 告示の3日前でしたら、暦を見させていただきましたら、この日が5月に入って一番最初かな、やむを得ないということで結構かと思ひ

ます。

委員長 　ただ今、小野委員から、最もいい日ではないかというようなご意見をいただいたところでございますが、そしたら、この臨時議会、5月11日（木）ということで決定させていただいてよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長 　よろしいですか。それでは、第2回斑鳩町議会臨時会は5月11日（木）午前9時からということで確認を致します。日程の確保方よろしくお願いを致します。

　続きまして、（2）6月定例会についてを議題と致します。日程について事務局から説明をお願いいたします。

事務局長 　（ 説 明 ）

委員長 　ただ今、事務局から説明がありましたように、現時点での日程表作成は難しい状況とのことでございます。次回委員会、4月のできるだけ早いうちにもう一度、議会運営委員会を開催させていただきますので、できるだけその次回の委員会に提案できるようにしていただけるようお願いしていきたいと思いますが、それでよろしいですか。

小野委員 　その点はそれで結構ですが、全員出席されておりますし、議長もおいでですし、次回の議運の日を今、設定できるのであればいただければありがたいんですが、どうでしょうか。

委員長 　6月定例会の日程についてはそれでいいということですが、次の議会運営委員会をいつ開けるかということなんですが、ただ今、事務局から議長の日程などをお尋ねしましたところ、4月12日（水）がちょうどあいているようですが、この4月12日（水）で設定させてい

ただくということでしょうか。

( 異議なし )

委員長 そうしましたら、あらためてご連絡をいたしますが、4月12日(水)9時から、次回の委員会を開催させていただきたいと思いますので、皆様方、日程の確保をよろしくお願いいたします。

最終的な取り纏めをさせていただきますので、事務局の方からA3版でこれまでの各項目の審議、過程、色んなご意見出てたものを、すでに皆さんのお手元にお配りされているとは思いますが、各項目取り纏めをしたいと思いますので、またご協力の方よろしく願いいたします。

そうしましたら、3. については以上で終わらせていただきます。

次に4、その他についてを議題と致します。

(1) といたしまして、奈良県内の道路整備の必要性と道路特定財源は全て道路整備に充当することを求める取組みについての取扱いについてを議題と致します。

事務局からまず説明をお願いいたします。

事務局長 ( 説 明 )

飯高委員 今、局長から話がありましたとおり、委員会の時に終りまして、皆さんにお諮りいたしまして、これは去年の暮れにこの道路財源云々についての上程をいただきまして、今回、この奈良県の協議会からまたきてあるわけですけれども、委員さんの意見を聞きますと、当然、道路の必要性またこれから県内の道路に至っても、道路財源を求めていくことが必要であるということで、なりまして、今回、また出させていただくということで、いずれにしても、この議運にかけさせていただいて、また発議をしていただきたいなという事でございます。

委員長 　ただ今、飯高副委員長の方から、建設常任委員会での動向について、ご報告がございました。この件につきましては、建設委員会委員の連名で議員提案されるということでございますが、確認を致しておきます。このことによりまして、最終日、追加日程は3件ということになると思いますが、議長におかれましては、そうしましたら、そういう手続きでお願いをしておきたいと思っております

小野委員 　私、建設常任委員ですが、今の、私が認識している状態はね、先程、局長も話してますように、議会運営委員会でこの取り扱いについて決定していただければということで、決定していただいているのは、担当常任委員会で、委員会でもその委員会を閉会后に、先程建水の委員長話してもらったとおりなんですよ、それで、まず、議会運営委員会の皆さんにこの取り扱いについて、ちょっと議論していただければ、私ども建設常任委員会の方では、意見書を提出する用意はあるというような方向なってますので、まず、議会運営委員会で、これについて、もちろん、議長の方で受けてもうてますので、議長から、議会運営委員会に諮問してもらってこの取り扱いについて、そしたら、発議していこうということを決めていただければということで。

委員長 　ちょっと待ってくださいね、建設常任委員会で発議を、常任委員会の委員さんで発議をなさるということを今、私お聞きしたと思っておりますね。

小野委員 　この取り扱いについて、まだ議会運営委員会で一度も議論していただけておりませんので、そのことを先に委員長の方で皆さんに諮っていただけたらということで、順序を踏んでほしいということをお願いするだけで、もし、議会運営委員会の方でもね、いやもうこんないらんやんかという話もあったとしても、常任委員会は発議するかどうかは、これは委員会きちっと開かないとわからないんですが、議会運営委員会で議論していないのを、先に常任委員会で議論したわけで

はないということだけをきちっとしといてほしいんです。だから最初うちの委員長が言ったように、委員会を閉じた後で、打合せをしたということで、議事録にはもちろん残ってませんので、その点だけちょっと認識を、議運の人に認識してほしいということで、委員長から説明をお願いします。

委員長 はい、わかりました。ただ今、小野委員の方から重ねて説明がございましたので、これにつきましては、議会運営委員会として、ご意見、この取り扱いについてね、各委員からご意見などがございましたら、そのご意見を求め、その上で、建設委員会の方でどのようになさるかということで、またお考えになるということで、建設委員会の委員さんがお二人いらっしゃいますし、また、委員長でもある副委員長もおられますのでね、皆さん方からご意見をいただきたいということでございますので、議運の皆さん方、この件につきまして、いかがお考えになれるかお聞かせいただきたいと思います。

いかかでしょうか。

松田委員 これ、どうしたいということ言うてんのかわからへんのや。意見書を出すと言うてはんのかどうか、そのように受けとめてんけど意見書ついてないしね、意見書を出すことについて了承してくれといういことなのか、どういうことなのかこれ。要請があるけどこれ、取り組みについて載せてあるだけやわな。わからんのですわ、これ、何を審議したいんか。

これで案でも出てりゃね、やっぱり出すんかなというふうに思うんやけどやで。

委員長 はい、今、松田委員の方から、ちょっと具体的なものがわからないということでございますが。

案があるらしいです。そしたら皆さんにそれをお配りしていただいで。

どうでしょうか、それぞれでお読みいただけますでしょうか。

松田委員 これは、何か、12月議会と変わったるやつあんのか。変わってんのか。

小野委員 ほとんど一緒だと記憶しておるんです。

飯高委員 前段の部分については、一緒ということになっておるんですけど、それはまあ主張していきたいと。

松田委員 道路特定財源の確保に関する意見書を今度提出したいということやわな、難しい、こ難しいことは別にして、3月議会でな、出したいということでしょう。これは、もう相談してはるこっちゃさかい、出すとなれば建設常任委員会のメンバーが提出者になって出すということやわな。うん、結構ですよ、僕は。

委員長 発議をされることについて、別に、特にね。発議をされることについては、別に当然あれですし、中身についてはいかがですか。

そうしましたら、特に、議会運営委員会の委員の皆さんからは、別段、特段のご意見がございませんので、そういたしましたら、建設水道常任委員会の方で委員皆さんで、これを発議をなさるということで確認をさせていただいておきたいというふうに思います。

そうしましたら、先程申し上げましたが、追加日程の発議3件目となりますので、よろしく願いいたします。

委員長 続きまして、次に(2)並松自治連合会からの「嘆願書」に対する回答についてでございますが、これにつきまして、事務局の方から説明の方をお願いいたします。

事務局長 ( 説 明 )



委員長 文章は読みあげなくてもよろしいですか。皆さん読んでいただいておりますでしょうか。

ただ今、事務局の方から説明がございましたように、案ということで事務局の方でつくっていただいたわけなんですけれども、これに対して、何か質疑、意見等がございましたら、付け加えになることがあるとか、もう少しここはこう言った方がいいとか、そういった委員皆様のご意見がございましたら、そういうものを盛り込んで回答というふうにしたいというふうに考えますが。

三木委員 あの、ちょっと私の語学力の不足かも知れませんが、下から3行目、早期に住民皆様方の不安を払拭できるよう対応方をの方っていうのはこれでよろしいわけですね、はい、よろしいわけですね。

松田委員 これは回答したということじゃなしに、回答するのか、だから。これから回答するについてはね。

委員長 ちょっと事務局から、さらに、そしたら、ちょっと、説明の方。

事務局長 先般の色々、議会運営委員会でご議論いただいた内容等について、自治会長さんにお話したんですけれども、向こうさんの方で書類の整理もございますので、町宛にも出してるし、議会宛にも出してるから、どういう形でも結構なんで、何とか回答いただけませんかということでおっしゃったんで、今、議会としてはこういう状況なんです、という事はお話させていただいたんですけど、文書でいただきたいという事でしたので、出させて頂いておりますので、よろしくお願いします。

松田委員 もうちょっと配慮せんあかんのかなと思うけど、これでいくと、町の回答に追従するのと一緒やな。先に町より回答がありましたように、というところから始まっている事について、俺は好ましくないと思

うんや。もっと上記嘆願書については、その主旨にそえるように町側とも協議をした結果、町はこういう風に言ってますと。ところが町としては、議会としては町民の要望に応えるように努めて、行政としても十分な配慮を尽くしてほしいんやと、今後努力をしてほしいんやという事を申し上げているというなら分かるけどやで、法的処理を講じることは困難やと言うていながら、結に善処要望していくというような言い方というのはおかしいと思うわ。むしろ町民が要望してきたと、議会もそれに答えるように要望したと、町がこういう風に言うてるけども、それに甘んじることなく、さらに議会としては町側に善処を要望をいたしておきます、ということでご承知ください、という風な書き方にしてもらわんと、だいたい主旨は一緒やと思うけどね、その方が俺はいいと思うんや。そうせんとこれは町が前面に立って、町が言うてる事、そうや、と言うていながら、町にあんばいせいと言うてんねやという風に聞こえるさかい、それではちょっとどうかと思うさかいに、議会は住民の期待に応えられるように頑張れと、ちゃんとしてくれと、町に言うてくれよと。町はこう言うてると、ところが更に議会としては、そういう事の努力を要請していくという事を言うた方がいいの違うか、もうちょっと三桁増やしといてよ。

委員長

ただ今、松田委員から素晴らしいご意見いただきましたので、私もなるほどと思いました。今、ご意見いただいたように、町の回答はこうだと、だけれども議会としては更に町に対して善処するように申し入れているんだという事、そういう形の書き方をするという事で、それでよろしいですか。後の整理については、そしたら事務局の方に、今も意見いただいた分、事務局に整理してもらいますが、それでよろしいですか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。

そうしましたら、(2)については終らせていただきます。

引き続きまして最後なんですが、(3)その他について、委員の皆さんの方で質疑、意見等はございませんでしょうか。

( な し )

委員長

他かございますか。よろしいですか。

議長の方から、その他について何かありませんか。

( な し )

委員長

事務局の方から何か報告していただく事は。

事務局長

ありません。

委員長

ないようでございます。

他に質疑、意見がなければその他についても、これをもって終わります。

以上をもって、本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。

なお、議会最終日には、特段の審議をお願いすることがなければ、全員協議会の前に議運は開催しないということにしたいと思いたすが、よろしいですか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。

もし、議会運営委員会を開く必要が生じたときには、正副委員長の判断で開催をさせていただくことになることもある、ということをお含みをいただいております。

また、本日の会議の報告のとりまとめにつきましては、正副委員長  
にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。

それでは、本日の議会運営委員会はこれをもって終了いたします。

どうも皆さん長時間ご苦労様でございました。お疲れ様です。

( 午後5時32分 閉会 )